

和歌山県公共施設等総合管理計画

平成29年3月

(令和4年3月改訂)

目次

はじめに

I. 公共施設等の現況と将来の見通し	2
1 対象施設	2
(1) 公共建築物	2
(2) インフラ施設	2
2 公共建築物の現況と将来の見通し	3
(1) 公共建築物の現状	3
(2) 公共建築物の老朽化の状況	4
(3) 公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込み	5
3 インフラ施設の現況と将来の見通し	7
(1) インフラ施設の現状	7
(2) インフラ施設の老朽化の状況	7
(3) インフラ施設の大規模改修等・更新に係る経費見込み	9
4 人口減少の影響	10
5 これまでの取組	12
II. 計画期間	13
III. 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	13
1 公共施設等の管理に関する基本方針	13
(1) 公共施設等の実態把握	13
(2) 公共施設等の安全性の確保	13
(3) 公共施設等の長寿命化	13
(4) 公共建築物のスリム化	13
2 具体的な取組に関する実施方針	15
(1) 点検・診断等の実施方針	15
(2) 維持管理・修繕・新設・更新等の実施方針	15
(3) 安全確保の実施方針	15
(4) 耐震化の実施方針	16
(5) 長寿命化の実施方針	18
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	20
(7) 統合や廃止の推進方針	20
(8) 未利用財産の有効活用	20
(9) 民間活力の活用	21
(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	21
3 フォローアップの実施方針	21
IV. 施設類型ごとの管理に関する基本方針	22
1 公共建築物	22

(1) 庁舎等施設	23
(2) 警察施設	26
(3) 学校教育施設	29
(4) 県営住宅	32
(5) 文化・体育・社会教育等施設.....	35
(6) 保健福祉施設	38
(7) 病院施設	41
(8) 地方独立行政法人施設.....	43
2 インフラ施設	46
(1) 道路	47
(2) 河川、ダム	49
(3) 治山	51
(4) 農業水利施設	53
(5) 農地防災施設	55
(6) 砂防	57
(7) 下水道	59
(8) 公園	61
(9) 海岸	62
(10) 港湾	64
(11) 空港	66
(12) 漁港	68
(13) 工業用水道施設.....	70
(14) 交通安全施設	72
V. 全庁的な推進体制及び情報管理	74

はじめに

我が国でインフラ老朽化対策が大きな課題となっている中、国では「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」と位置付け、平成 25 年 11 月に基本方針として「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

本県においても、過去に建設されたインフラその他の公共施設等の老朽化対策による多額の財政需要と人口減少や少子高齢化の進展がもたらす需要変化が予想される中で、公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって長寿命化の取組などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減を図りながら、県民が必要とする行政サービスの維持・向上や安全性の確保を図っていくことが求められています。

このため、本県では、公共施設等を取り巻く将来見通しの分析などをもとに、平成 29 年 3 月に「和歌山県公共施設等総合管理計画」を定め、和歌山県の行動計画とすることとしました。

本計画と、今後、本計画を受けて策定した個別施設計画の推進を図ることにより、県の公共施設等の長寿命化や有効活用の取組を加速させ、将来にわたって安全で効率的な公共施設等の総合管理を実現します。

I. 公共施設等の現況と将来の見通し

1 対象施設

本計画における対象は、和歌山県が所有する全ての公共施設等^{*}とします。主な対象施設は次のとおりです。

(1) 公共建築物

分野	主な施設	備考
庁舎等施設	庁舎、振興局、職員住宅等	県庁等 163 施設
警察施設	警察署、警察職員宿舍等	県警本部等 250 施設
学校教育施設	高等学校、支援学校等	高等学校等 67 施設
県営住宅	県営住宅	県営住宅 67 団地
文化・体育・社会教育等施設	図書館、美術館、体育館等	県立図書館等 80 施設
保健福祉施設	児童相談所等	子ども・女性・障害者相談センター等 3 施設
病院施設	病院	こころの医療センター1 施設
地方独立行政法人施設	大学、附属病院等	県立医科大学 6 施設

※公有財産台帳等より

(2) インフラ施設

分野	主な施設	備考
道路	橋梁、トンネル等	国道(県管理)及び県道 198 路線
河川・ダム	ダム、排水機場、水門等	一級河川(県管理) 133 河川、二級河川 317 河川、二川ダムなど 5 基
治山	治山ダム、集水井工等	治山ダム工 2,486 基、集水井工 46 基など
農業水利施設	用水路、頭首工、揚水機場等	県営事業で造成した農業水利施設 750km など
農地防災施設	海岸保全施設、地すべり防止施設、防災ダム等	海岸保全施設 20 箇所、農地地すべり指定区域 28 箇所、小匠ダムなど
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	砂防指定地 1,330 箇所、地すべり防止区域 119 箇所、急傾斜地崩壊危険区域 1,166 箇所
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	紀の川流域下水道、紀の川中流流域下水道 2 処理区
公園	都市公園	9 公園、3 施設
海岸	海岸保全施設(護岸、水門・樋門等)	美浜海岸、和歌山下津港海岸、田辺漁港海岸など 87 海岸
港湾	水域施設、外郭施設、係留施設等	和歌山下津港など 15 港湾
空港	空港土木施設等	南紀白浜空港 1 空港
漁港	水域施設、外郭施設、係留施設等	和歌浦漁港など 7 漁港
工業用水道	取水施設、送・配水施設等	有田川第 1 工業用水道、有田川第 3 工業用水道、紀の川第 2 工業用水道など
交通安全施設	信号機	信号制御機、信号柱、信号灯器など

※各施設管理台帳等より

※公共施設等とは、公共施設、公用施設その他の和歌山県が所有する建築物その他の工作物をさします。道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念で、和歌山県の所有ではないものの、県が将来の更新経費等の財政負担を負うことが見込まれる施設（農業水利施設、地方独立行政法人施設）も含むこととしています。（「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日総務省通知、平成30年2月27日改訂））

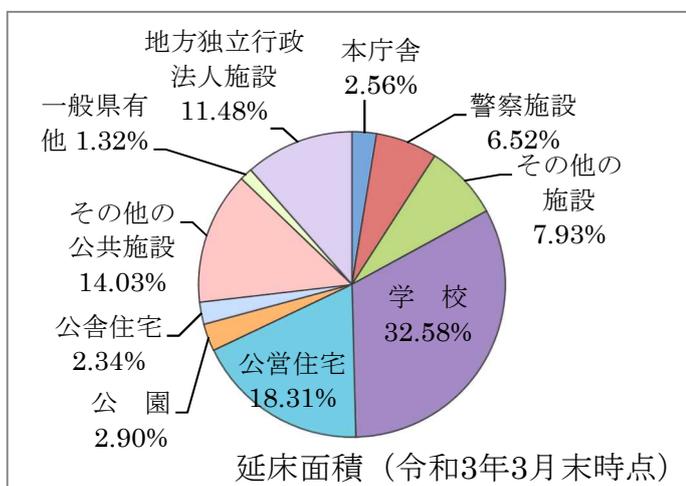
2 公共建築物の現況と将来の見通し

（1）公共建築物の現状

和歌山県が所有する公共施設等のうち、インフラ施設を除いたもの（以下「公共建築物」という。）は、令和2年度末において公有財産台帳等に登録されている建物数で3,314棟、建物延床面積では約178万㎡と膨大な量となっています。その内訳は、学校が約3割と最も多く、公営住宅の約2割と合わせると全体の約5割となり、和歌山県の公共建築物の大部分を占めています。

【公共建築物】

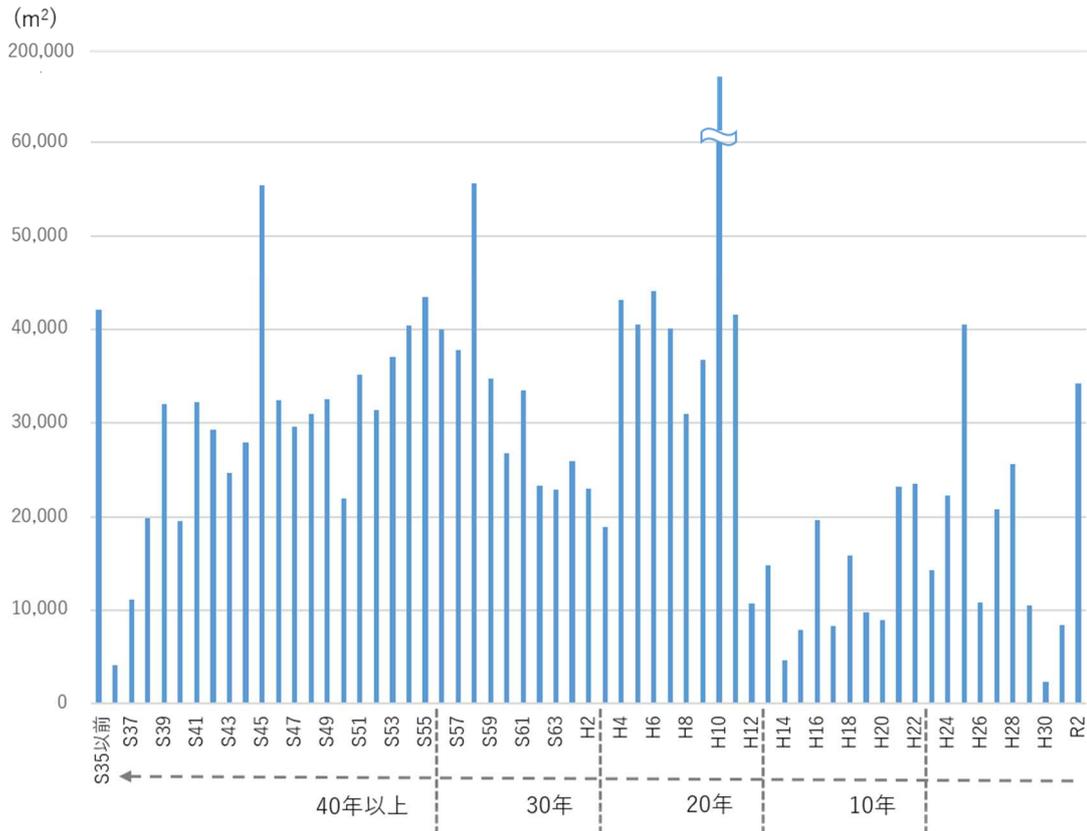
区分			平成28年3月末時点		令和3年3月末時点		
			数量(棟)	面積(㎡)	数量(棟)	面積(㎡)	
行政 財産	公用	本庁舎	15	43,115	17	45,685	
		その他 の行政 機関	警察施設	530	105,956	517	116,228
			その他の 施設	711	182,218	646	141,333
	公共 用	学校	1,211	593,014	1,159	580,520	
		公営住宅	237	334,051	219	326,327	
		公園	184	51,759	184	51,679	
		公舎住宅	154	33,631	147	41,779	
		その他の公共施設	341	249,903	330	250,066	
	普通 財産	一般県有 他	47	16,320	68	23,584	
	地方独立行政法人施設			25	175,401	27	204,597
合計			3,455	1,785,368	3,314	1,781,798	



(2) 公共建築物の老朽化の状況

公共建築物の有形固定資産減価償却率は、平成28年度で61.03%、令和2年度で66.35%となっており、年々高くなる傾向にあります。建築後30年を経過している施設は、延床面積で約54%を占め、既に半数を超えています。これを今後、現有施設のまま維持すると仮定すると、10年後には約82%、20年後には約89%と、その大部分を占めることとなり、老朽化が深刻な状況となることが予想されます。

【公共建築物における取得年度別の延床面積の状況】

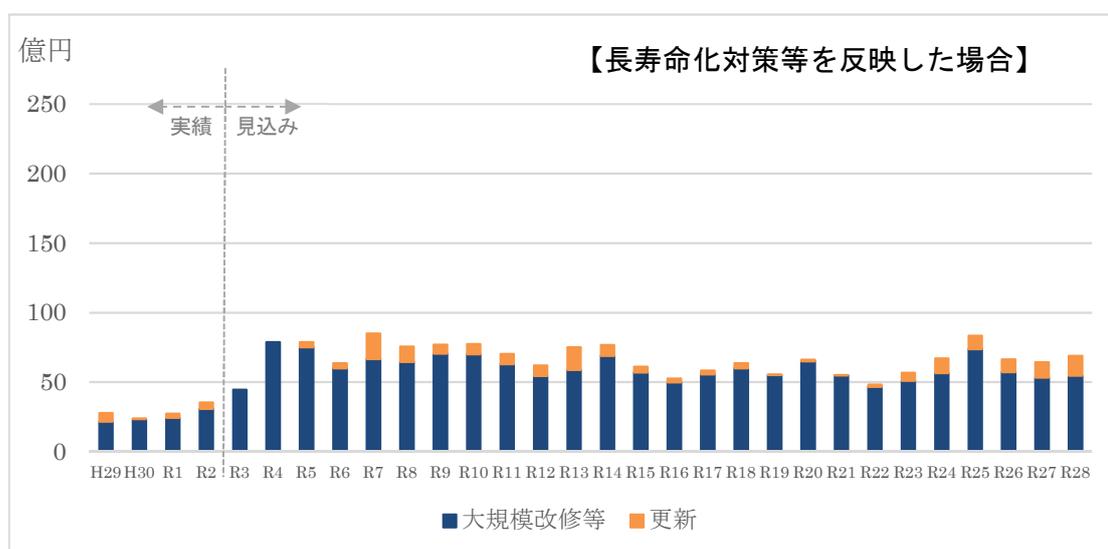
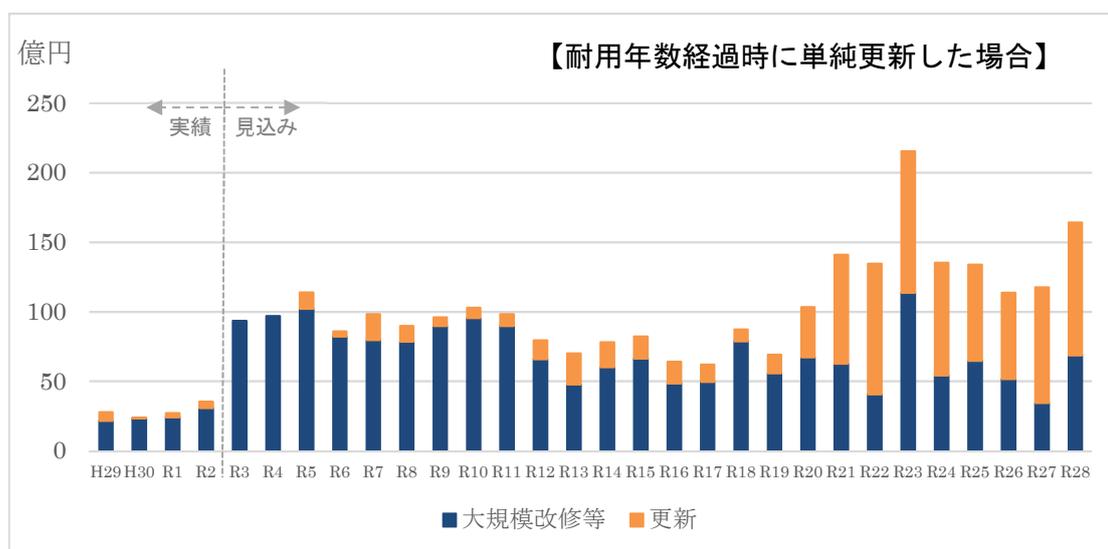


(3) 公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込み

和歌山県が所有する公共建築物について、構造や面積等を令和28年度まで同規模で維持すると仮定し、大規模改修等・更新に要する費用を試算したところ、耐用年数経過時に更新すると仮定した場合は約2,727億円、個別施設計画に基づく長寿命化対策等を反映した場合は概算で約1,731億円となり、経費節減の効果額は約996億円と推定されます。

和歌山県が所有する公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費について、持続可能な財政運営を考えた場合に財源確保が可能な予算規模を最大で単年度100億円までと想定し、将来の財政負担が軽減・平準化されるよう、予防保全による長寿命化に取り組むなど、計画的な維持管理を行っています。大規模改修等・更新に係る単年度の財政負担について、直近4年間の平均実績額は約29億円であり、令和28年度までの将来の平均予算は、今後も計画的な管理に取り組むことで約67億円になると見込まれます。

【県有公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込み】



〔大規模改修等・更新費用の試算方法〕

- (1) 対象施設：県有施設（行政財産）
（延床面積 200 m²以上の建築物及び延床面積 200 m²未満かつ人的利用頻度が高い建築物）
- (2) 部位更新：（長寿命化対策等を反映した場合）
予防保全と事後保全に分類し、計画的かつ効率的に実施
（耐用年数経過時に単純更新した場合）
耐用年数経過時点で実施
- (3) 修繕：日常修繕として実施
- (4) 大規模改修：（長寿命化対策等を反映した場合）
建築後、40 年経過時点（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は 30 年及び 60 年の 2 回）で実施
（耐用年数経過時に単純更新した場合）
建築後、40 年経過時点で実施
- (5) 更新：（長寿命化対策等を反映した場合）
建築後、75 年経過時点（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は 90 年）で実施
（耐用年数経過時に単純更新した場合）
建築後、75 年経過時点で実施
- (6) 更新等費用：建築物のライフサイクルコスト（国土交通省監修）や施設種別毎に総務省調査による実績 m²単価を設定

公共施設の種別	更新時単価
行政、文化、社会教育系施設	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション、保健福祉系施設	36 万円/m ²
学校教育系施設	33 万円/m ²
公営住宅	28 万円/m ²

※大規模改修の単価は、上記更新時単価の 6 割で想定

3 インフラ施設の現況と将来の見通し

(1) インフラ施設の現状

和歌山県が所有する公共施設等のうち、道路、河川・ダム等のインフラ施設は、令和2年度末において、道路198路線、ダム5基、農業水利施設750km等となっています。

【インフラ施設の現状】

令和3年3月末時点

分野	主な施設	備考
道路	橋梁、トンネル等	国道(県管理)及び県道198路線
河川・ダム	ダム、排水機場、水門等	一級河川(県管理)133河川、二級河川317河川、二川ダムなど5基
治山	治山ダム、集水井工等	治山ダム工2,486基、集水井工46基など
農業水利施設	用水路、頭首工、揚水機場等	県営事業で造成した農業水利施設750kmなど
農地防災施設	海岸保全施設、地すべり防止施設、防災ダム等	海岸保全施設20箇所、農地地すべり指定区域28箇所、小匠ダムなど
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	砂防指定地1,330箇所、地すべり防止区域119箇所、急傾斜地崩壊危険区域1,166箇所
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	紀の川流域下水道、紀の川中流流域下水道2処理区
公園	都市公園	9公園、3施設
海岸	海岸保全施設(護岸、水門・樋門等)	美浜海岸、和歌山下津港海岸、田辺漁港海岸など87海岸
港湾	水域施設、外郭施設、係留施設等	和歌山下津港など15港湾
空港	空港土木施設等	南紀白浜空港1空港
漁港	水域施設、外郭施設、係留施設等	和歌浦漁港など7漁港
工業用水道施設	取水施設、送・配水施設等	有田川第1工業用水道、有田川第3工業用水道、紀の川第2工業用水道など
交通安全施設	信号機	信号制御機、信号柱、信号灯器など

(2) インフラ施設の老朽化の状況

インフラ施設については、昭和30年から昭和47年頃の高度経済成長期に整備された多くの施設が、今後、更新時期を迎えます。有形固定資産減価償却率は平成28年度で50.09%、令和3年度で55.89%となっており、年々高くなる傾向にあります。

老朽化の状況としては、例えば、道路橋梁では、建設後50年を経過するものが、令和2年度末では、42%となっていますが、10年後には57%に達し、さらに20年後には72%に達する見込みです。

【インフラ施設の老朽化（主なもの）】

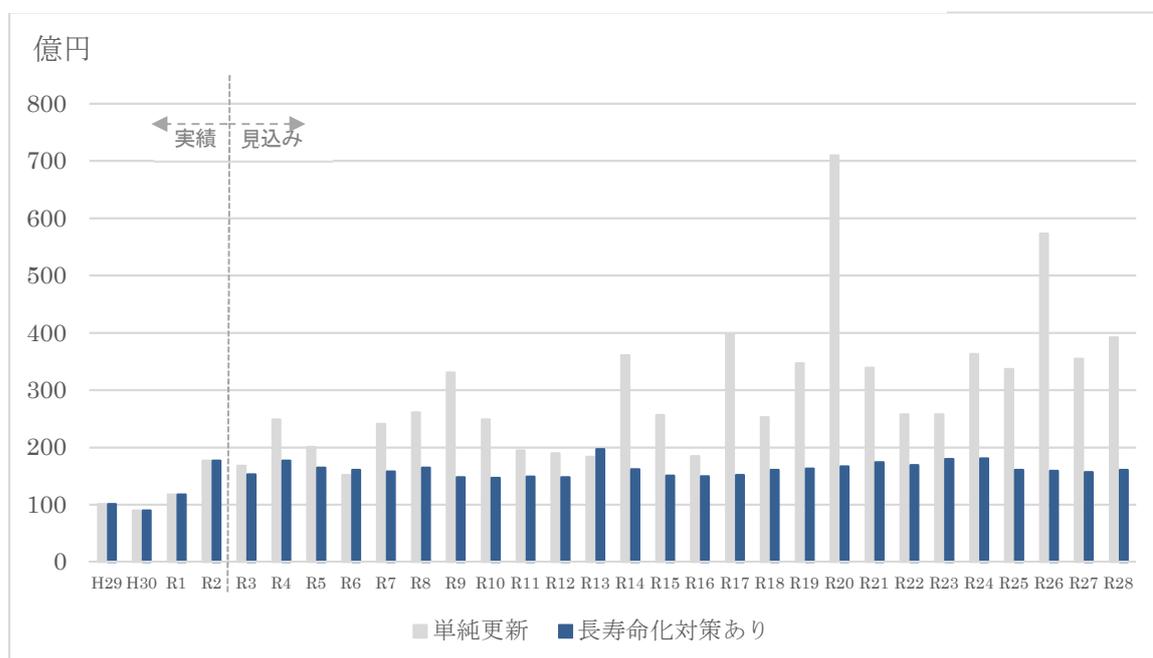
区分	施設等	施設数等		建設後 50 年以上経過する 施設の割合		
		平成 28 年 3 月末	令和 3 年 3 月末	令和 3 年 3 月末	10 年後	20 年後
道路	橋梁	2,468 橋	2,427 橋	42%	57%	72%
	トンネル	166 本	173 本	18%	29%	42%
河川	ダム	5 基	5 基	40%	60%	80%
	排水機場	12 基	12 基	0%	25%	42%
治山	治山ダム	3,436 基	2,486 基	1%	1%	24%
農業水利施設	用水路	729km	750km	22%	39%	40%
砂防	砂防堰堤	1,074 基	1,098 基	40%	60%	78%
下水道	管渠	49km	49km	0%	0%	10%
公園	休養施設、運動施設、管理施設等	1,744 施設	1,783 施設	3%	22%	35%
海岸	護岸	139 施設	256 施設	46%	73%	84%
港湾	防波堤、岸壁等	811 施設	894 施設	55%	65%	74%
漁港	防波堤、岸壁等	507 施設	507 施設	15%	31%	50%
工業用水道施設	送水場	3 施設	3 施設	67%	100%	100%
交通安全施設	信号柱	6,213 本	6,435 本	0%	8%	19%

(3) インフラ施設の大規模改修等・更新に係る経費見込み

主要なインフラ施設について、令和3年度から令和28年度までの大規模改修等・更新に要する費用を試算したところ、耐用年数経過時に単純更新すると仮定した場合は約7,808億円、長寿命化対策を反映した場合は約4,218億円となり、長寿命化対策による経費節減の効果額は令和28年度までで約3,590億円と推定されます。

しかしながら、大規模改修等・更新に係る直近4年間の平均実績額は約121億ですが、令和28年度までの年平均の経費見込みは、長寿命化対策を反映させた場合においても約162億円となっており、さらなる事業費の増加が見込まれます。

【インフラ施設の大規模改修等・更新に係る経費見込み】



【大規模改修等・更新費用の試算方法】

道路（橋梁、トンネル等）、河川管理施設（ダム、排水機場等）、治山施設（治山ダム等）、農業水利施設（用水路等）、農地防災施設（地すべり防止施設等）、砂防関係施設（砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等）、下水道施設（管路、処理場等）、公園、海岸保全施設（護岸、水門・樋門等）、港湾・漁港施設（岸壁、防波堤等）、空港、工業用水道施設（管路、送水場等）及び交通安全施設（信号機等）を主要なインフラ施設として試算の対象としました。

各施設における「耐用年数経過時に単純更新した場合の費用試算」については、施設ごとに一定の耐用年数を設定し、それまでにかかる大規模改修等及び更新の費用見込みを計上しました。また、「長寿命化対策を反映した場合の費用試算」については、原則、個別施設計画（長寿命化計画等）に基づく今後の費用見込みを計上しました。

費用見込みは一定の条件設定に基づく試算結果であり、実際の施設の損耗状況や今後の点検結果等により事業費は変動します。

4 人口減少の影響

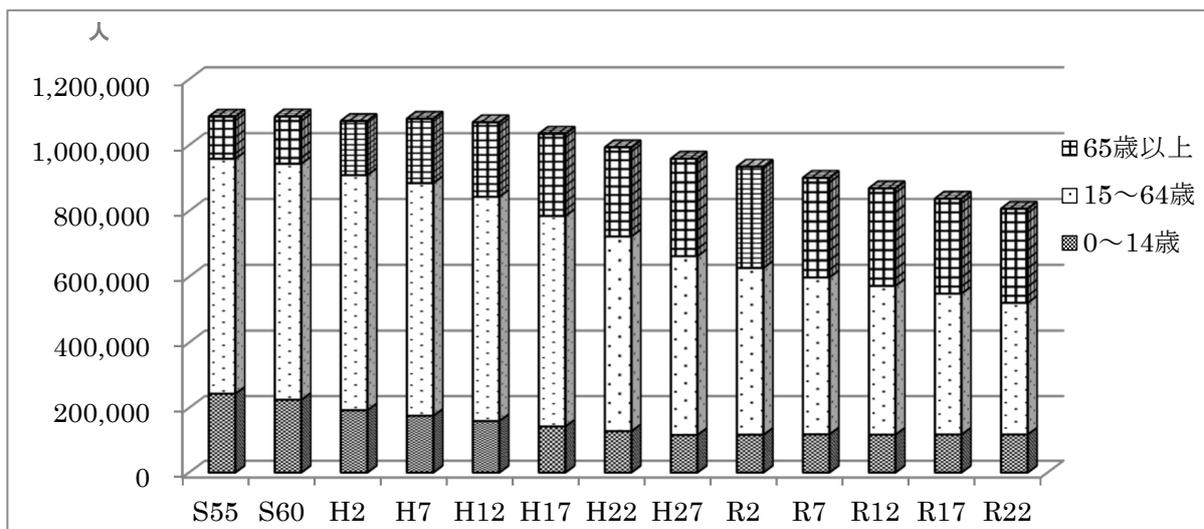
和歌山県の人口は、昭和60年（1985年）の約108万7千人をピークに減少に転じ、何の対策も講じなければ令和22年（2040年）には約70万人に、令和42年（2060年）には約50万人にまで激減し、その時点で65歳以上の人口は約42%となり、高齢者1人を概ね現役世代1人で支える人口形態になると予想されます。

和歌山県では、こうした現状と人口減少がもたらす影響に関する認識を県民と共有するとともに、めざすべき将来の方向を提示するため「和歌山県長期人口ビジョン」（平成27年6月）を策定したところであり、当該ビジョンでは、持続可能な和歌山県を実現するためには「高齢者1人を現役世代2人で支える人口形態」の創出が必要であること、そのため、「2060年の和歌山県の人口を概ね70万人確保」することを位置づけています。

現在、和歌山県は、人口減少、少子高齢化に関する種々の課題の克服に向け、これまでに積み重ねてきた施策をさらに発展させるとともに、時代の流れに的確に対応しつつ、新たなことに果敢に挑戦することを基本姿勢として取組みを推進することで、力強い新たな発展を目指しています。道路や橋梁などのインフラ施設、学校、警察署等の公共施設等は生活の基盤となるものであり、和歌山県のさらなる発展のためには、その基盤の運営は、安定かつ持続性のあるものでなければなりません。そのために、公共インフラ整備や公共施設整備を計画的かつ効果的に実施していく必要があります。

一方、和歌山県において本格的な人口減少社会の到来は避けられないものであり、今後の人口減少に伴い、公共施設等の利用需要が減少し、また、人口構成の変化に伴い、公共施設等に求められる設備等も変化していくことが考えられます。

【和歌山県における年齢階層別人口の推移】



	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
0～14歳 年少人口	243,977	225,208	192,839	175,660	159,496	142,670	128,005	116,412	116,949	118,343	117,224	117,576	117,876
15～64歳 生産年齢人口	714,680	718,380	716,161	709,092	683,805	642,428	594,573	546,279	509,971	479,744	455,326	431,323	403,100
65歳以上 老年人口	127,950	143,533	164,552	195,575	226,323	249,473	270,846	296,239	307,490	302,732	296,332	288,604	285,911
総数	1,087,012	1,087,206	1,074,325	1,080,435	1,069,912	1,035,969	1,002,198	963,579	934,410	900,820	868,883	837,503	806,888

※1 S55(1980)年～H27(2015)年までのデータは総務省統計局 HP の国勢調査結果の時系列データによります。

※2 R2(2020)年以降のデータは「和歌山県長期人口ビジョン」における「和歌山県のあるべき将来人口」での将来人口推計値によります。

※3 S55(1980)年～H27(2015)年までのデータ総数には年齢不詳を含むため、積み上げと一致しません。

5 これまでの取組

和歌山県では、本計画を平成 29 年 3 月に策定し、それ以降、公共施設等の適正な管理により一層取り組んできました。

施設の必要性・重要性と経費負担の側面から、施設アセスメントを実施するなど、将来にわたる施設の在り方を検討・検証し、令和 2 年度末までに長寿命化対策等を含む個別施設計画を策定しました。

特に、和歌山県が所有する公共建築物について、安全性を確保した上で、将来にわたる財政負担を軽減・平準化するため、持続可能な財政運営を考えた場合に確保可能な予算規模を最大で単年度 100 億円までと想定し、これを超えないことを目標として財政負担の抑制に取り組んでいます。

インフラ施設についても同様に、個別施設計画に基づき、予防保全による長寿命化に取り組むなど、計画的な維持管理を行っています。

II. 計画期間

計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとします。

III. 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 公共施設等の管理に関する基本方針

(1) 公共施設等の実態把握

全庁的・長期的な視点に立って戦略的な維持管理、大規模修繕、更新等を行うためには、公共施設等の現在の状況を的確に知る必要があります。

そのために、公共施設等の老朽化等の物理的状況、利用・運営実態等に加え、人口動態や社会情勢の変化による需要見通しを踏まえ、それぞれの施設に関するトータルコストを含めた実態把握を行います。

(2) 公共施設等の安全性の確保

公共施設等の安全確保は最重要であるとの認識の下、県民の安全・安心な生活の確保のため、適切な施設の維持管理等を行います。

(3) 公共施設等の長寿命化

予防保全による公共施設等の長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながら、中長期的な維持修繕・更新費用の最小化、財政負担の平準化を図ります。

(4) 公共建築物のスリム化

公共建築物について、役割が低下している施設や更新・大規模修繕が見込まれる施設について、将来の利用動向の変化を見据え、あり方を検討し、廃止、譲渡、集約化、複合化、転用、縮小等を行います。

かつての公共施設等の管理は、高度経済成長期やバブル経済期のように、人口増加を前提に、その規模を拡大することに主眼が置かれていました。そのことにより、私たち和歌山県民は高度で豊かな行政サービスを享受することができました。しかしながら、和歌山県は、現在、人口減少社会に突入しました。これからの公共施設等の管理は、人口減少という現実を見据え、人口規模に見合った規模に適正化していくことに主眼を置く時代になりました。「ないものを、どうするか」ではなく「あるものを、どうするか」という発想の転換が必要です。

これは、単に公共施設等を削減することが目的ではありません。これまで先人たちが築いた資産を、将来世代にとって、過度な負担にならないように、適切な規模で残していくことが目的です。

公共施設等は必ず老朽化します。それを見越して、今ある公共施設等の一つ一つがこれからの和歌山県にとって本当に必要なものか、もっと他に工夫はないか、県民全体で考え、知恵を出し、計画的に措置を講じる必要があります。

今後の公共施設等は、安全性を確保することを大前提として、人口減少社会にふさわしい適正な規模を見通し、財政負担の軽減・平準化を図りながら、県民が必要とする行政サービスを確保する必要があります。

将来世代のことを考えれば、結果として、何らかの妥協や負担を負わざるをえない場合も考えられます。それを、なるべく、広く薄くみんなで分かち合う工夫をし、人口減少社会をみんなで乗り切る覚悟が必要です。

一方で、県民の生命や財産、安全で安心な生活に直結する公共施設等については、安全性とともに、災害や事故が発生した場合でも、その機能を維持できるよう管理することが求められます。和歌山県では、令和3年10月に発生した和歌山市六十谷水管橋崩落事故により、多くの住民への水道水が供給されない事態が発生し、復旧されるまでの約1週間に及ぶ断水の影響は、住民にとって甚大なものとなりました。この事態を契機に、和歌山県は、国・市町村・民間事業者・県の全てのライフラインの施設管理者が一斉に地震や津波、洪水等の災害に対する各施設の「リダンダンシー」と「強靱性」についての点検を実施し、県民に点検結果と対策を示しました。

このような状況を踏まえ、今後の公共施設等の管理にあたっては、安全性を最優先に、公共施設等の老朽化対策を行うとともに、人口減少社会にふさわしい適正な規模を見通し、財政負担の軽減・平準化を図りながら、県民が必要とする行政サービス及び安全・安心な県民の生活を確保するため、計画的な維持管理、大規模修繕、更新等を推進します。

特に、和歌山県が所有する公共建築物については、安全性を確保した上で、単年度100億円を超えないことを目標とし、財政負担の抑制に取り組みます。

具体的には、「(1) 公共施設等の実態把握」をした上で、県民の安全・安心な生活のため「(2) 公共施設等の安全性の確保」を最優先に、先人が築いた資産をなるべく長く活用するため「(3) 公共施設等の長寿命化」を行うとともに、「(4) 公共建築物のスリム化」を行って将来世代に必要な資産を残していくことを基本方針とし、計画的な維持管理、大規模修繕、更新等を行います。

2 具体的な取組に関する実施方針

公共施設等の管理に関する基本方針に基づく具体的な取組について、次の方針に基づき実施するものとします。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の劣化を適切に把握するため、施設管理者は各施設の特性、法令等を踏まえてマニュアル等を整備し、これに基づき、法定点検はもちろんのこと、適切な頻度・時期に、目視その他の方法により定期点検を実施します。

また、より適切な点検・診断等を行うため、施設管理者に対する技術的助言や研修会の実施等により、施設管理者の点検・診断等のスキル向上に努めます。

また、個別の施設情報に点検・診断・修繕等の履歴情報を加えたものをデータベース化して、今後の老朽化対策に活用することにより、メンテナンスサイクルを構築します。

さらに、公共建築物を対象に、施設アセスメントを実施し、建物性能、周辺環境、管理効率、利用状況等を評価します。

(2) 維持管理・修繕・新設・更新等の実施方針

施設の維持管理等に係る経費の縮減や利便性の向上などを図るため、次の取組を推進します。

- ・点検・診断の結果に基づき、修繕・更新等について必要な対策を適切な時期に実施します。
- ・老朽化対策を進めるために新技術の導入を推進します。
- ・指定管理者や受託業者に対しても、本方針を踏まえた点検、維持管理等に努めるよう指導します。
- ・修繕・更新等を実施する際は、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を検討します。
- ・固定資産台帳のデータを基にベンチマーキング（同種・同規模施設との比較）を行い、より効率的な管理に努めます。
- ・公共建築物について、委託仕様書及び積算基準の標準化や複数施設の一括発注を検討します。
- ・光熱水費等を実態把握し、電力自由化やガス自由化への対応等によるコスト縮減を検討します。
- ・有形文化財である建造物については、文化財保護の観点から適切な管理を行います。

(3) 安全確保の実施方針

施設の劣化、損傷等は、人的被害等の深刻な事態につながるおそれもあるため、利用者の安全確保は最重要であるとの認識の下、要注意箇所を特定して日常の重点

的な点検を実施します。

点検により劣化等が判明し、対応の必要性が認められる場合は、速やかに応急措置、修繕等の措置を実施します。

また、点検により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等については、撤去等の措置を実施します。

特に、県民の生活の安全確保や社会経済活動を支えるインフラ施設については、不断の点検、施設の性能向上を図るための計画的な整備の実施、国・市町村・民間事業者・県の関係団体の相互連携・協力を行い、将来にわたって安全・安心に利用するため適切な保全を行うよう、計画的な維持管理を行っていきます。

(4) 耐震化の実施方針

公共建築物については、昭和 56 年 5 月以前の建築基準法に基づいて建築された旧耐震建築物で一定規模・用途のものを対象に平成 17 年度から 3 箇年で耐震診断を実施し、改修が必要と判断された施設について、防災対策の重要度、施設特性等を総合的に勘案し、計画的な耐震化を推進してきた結果、現状では、全ての施設で耐震改修が完了しております。

なお、上記以外の施設においても、必要性に応じ、引き続き耐震化を図っていきます。

また、施設が立地する地域の自然災害によるリスクを考慮し、地震津波・風水害等の避難場所となる場合については、外階段の設置や電源施設の移設等、その施設が担うべき機能が災害時でも維持できるよう検討していきます。

【耐震化対象建築物の状況】

令和 4 年 3 月末時点

対象建築物	改修不要建築物	改修済建築物		
		改修済	撤去中	撤去予定
458 棟	156 棟	302 棟	0 棟	0 棟

【平成 17 年度における耐震化対象建築物】

- ・木造以外の建築物で 2 階以上を有し、又は延べ面積が 200 平方メートルを超える建築物
- ・木造の建築物で 3 階以上を有し、又は延べ面積が 500 平方メートル、高さが 13 メートル若しくは、軒の高さが 9 メートルを超える建築物
- ・県営住宅は、別途耐震診断を実施し安全性を確認済みのため、対象建築物からは除いています。
- ・未使用施設及び県民の利用を見込まない施設等は除いています。

【防災対策の重要度】

分類		施設例	重要度
Ⅰ類	災害時応急対策の指揮、情報伝達活動等をする施設	本庁庁舎、総合庁舎、土木・港湾事務所、警察本部、警察署、保健所等	①
	救護施設	病院等	
	避難所として位置づけられた施設	学校・体育館等	
	災害時要援護者のための施設	社会福祉施設等	
	危険物等の貯蔵・使用施設	放射線物質・病原菌等の貯蔵・使用施設	
Ⅱ類	生徒の応急教育施設	学校、体育館等（避難所として指定されていない）	②
	多数の者が利用する施設	美術館、博物館、社会教育施設等	
Ⅲ類	その他の庁舎等	上記以外の事務所庁舎等	③

※ 耐震基準に満たない県有施設の耐震化については、「県有施設の耐震診断の実施方針」（平成17年3月和歌山県）に基づき、防災対策の重要度、耐震性能、施設特性（規模・利用者数・耐用年数等）の優先すべき視点を総合的に勘案し、耐震化を実施しています。

インフラ施設の耐震化の現状は、主として次表のとおりであり、今後とも、各インフラ施設管理者において計画的な推進を図ります。

特に、東海・東南海・南海3連動地震等による津波に備えた河川・海岸堤防、主要な港湾・漁港等の耐震化や災害時の緊急輸送道路等の通行確保を図るための橋梁の耐震化等について重点的な取組を推進しています。

【インフラ施設の耐震化状況（主なもの）】

施設名	取組状況
道路	緊急輸送道路等の15m以上の橋梁439橋のうち、397橋の耐震化を実施済み
下水道	下水道施設の耐震化については、実施済み
河川	津波避難困難地域の2河川のうち、1河川の耐震化を実施済み
海岸	津波避難困難地域の4海岸のうち、2海岸の耐震化を実施済み
港湾	緊急物資輸送のため、4港の岸壁について耐震強化岸壁を実施済み 緊急輸送道路等の6橋のうち、4橋について耐震化を実施済み

(5) 長寿命化の実施方針

雨漏り等の障害発生の都度、修理を行う従来型の「事後保全」は、建築躯体や設備の損傷につながり、建築物全体の寿命を縮めることとなります。そこで、中長期的な施設の保全計画を策定し、施設の劣化が進行する前に計画的に「予防保全」型の維持管理を実施することにより、施設の長寿命化とライフサイクルコスト*の縮減を図ります。

このため、公共建築物においては、目標耐用年数、維持性能水準、改修基準等の指針を策定するとともに、新設する公共建築物については、企画・設計時において中長期の保全計画を策定します。

また、予防保全型の維持管理の方法、対象施設、実施時期等は、個別施設計画で具体的に定めるものとしますが、次に掲げる公共施設等については、各々が定める長寿命化計画に従い、計画的な取組を推進します。

【長寿命化にかかる計画策定状況】

令和3年3月末時点

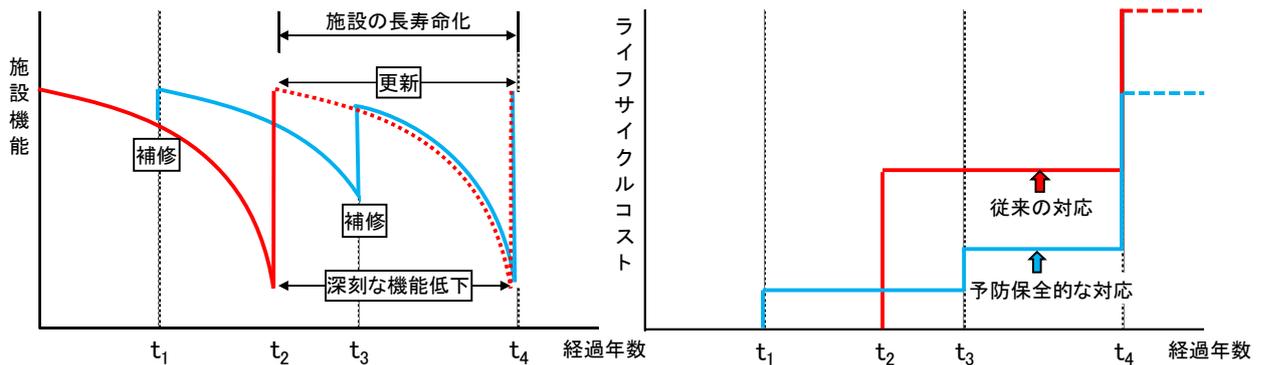
区分	施設名	計画名（策定年度）	施設数
道路	橋梁	和歌山県橋梁長寿命化修繕計画（H20）	2,427 橋
	トンネル	和歌山県トンネル修繕計画（H26）	173 本
	シェッド・大型カルバート	和歌山県シェッド・大型カルバート維持管理計画（H27）	23 施設
	横断歩道橋	和歌山県横断歩道橋維持修繕計画（R1）	26 基
	門型標識	和歌山県門型標識維持修繕計画（R1）	51 基
河川	ダム	ダム長寿命化計画（H27, H30）	5 基
	排水機場	和歌山県河川管理施設長寿命化計画（H28）	12 基
		河川構造物長寿命化計画書（H28）	2 基
	水門・樋門・陸閘	河川構造物長寿命化計画書（H28）	36 基
その他構造物	和歌山県河川構造物（鋼矢板護岸）長寿命化計画（H30）	33 河川	
治山	治山施設	和歌山県治山施設個別施設計画（R2）	4,735 施設
農業水利施設	用水路、頭首工、揚水機場等	機能保全計画（R2）	750km
農地防災施設	地すべり防止施設	長寿命化計画（個別施設計画）（R2）	20 区域
	海岸保全施設	長寿命化計画（個別施設計画）（R1）	20 区域
	防災ダム	小匠ダム長寿命化計画（R2）	1 基
砂防	砂防設備	和歌山県砂防関係施設長寿命化計画（H27）	3,374 基
	急傾斜地崩壊防止施設	和歌山県砂防関係施設長寿命化計画（H27）	1,123 区域
	地すべり防止施設	和歌山県砂防関係施設長寿命化計画（H27）	109 区域

下水道	伊都浄化センター	紀の川流域下水道（伊都処理区）ストック マネジメント計画(H29)	1 処理場
	那賀浄化センター	紀の川中流流域下水道（那賀処理区）スト ックマネジメント計画(R1)	1 処理場
	九度山ポンプ場	紀の川流域下水道（伊都処理区）ストック マネジメント計画(H29)	1 ポンプ場
	桃山ポンプ場	紀の川中流流域下水道（那賀処理区）スト ックマネジメント計画(R1)	1 ポンプ場
	貴志川ポンプ場	紀の川中流流域下水道（那賀処理区）スト ックマネジメント計画(R1)	1 ポンプ場
公園	都市公園	和歌山県営都市公園施設長寿命化計画 (H23, H24, H25, H26, H28)	9 公園 3 施設
海岸	堤防	和歌山県海岸保全施設長寿命化計画 (H30)	152 施設
	護岸	和歌山県海岸保全施設長寿命化計画 (H30)	256 施設
	胸壁	和歌山県海岸保全施設長寿命化計画 (H30)	23 施設
	水門及び樋門	和歌山県海岸保全施設長寿命化計画 (H30)	41 基
	排水機場	和歌山県海岸保全施設長寿命化計画 (H30)	8 基
港湾	水域施設	維持管理計画書 (H27) 予防保全計画（毎年度更新）	143 施設
	外郭施設	維持管理計画書 (H27) 予防保全計画（毎年度更新）	362 施設
	係留施設	維持管理計画書 (H27) 予防保全計画（毎年度更新）	256 施設
	臨港交通施設	維持管理計画書 (H27) 予防保全計画（毎年度更新）	115 施設
漁港	水域施設	水産物供給基盤機能保全計画 (H22)	14 施設
	外郭施設	水産物供給基盤機能保全計画 (H22)	165 施設
	係留施設	水産物供給基盤機能保全計画 (H22)	128 施設
	輸送施設	水産物供給基盤機能保全計画 (H22)	82 施設
	漁港施設用地	水産物供給基盤機能保全計画 (H22)	85 施設
空港	滑走路	南紀白浜空港維持管理・更新計画書 (H29)	1 施設
	誘導路	南紀白浜空港維持管理・更新計画書 (H29)	2 施設
	エプロン	南紀白浜空港維持管理・更新計画書 (H29)	2 施設
県営住宅	県営住宅施設	和歌山県営住宅長寿命化計画(H29)	67 団地

工業用水道	工業用水道事業施設	和歌山県公営企業経営戦略 (R1)	3 施設
交通安全施設	交通信号機	和歌山県交通信号機個別管理計画 (R2)	1,867 交差点

※ライフサイクルコスト …… 施設的设计、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

【長寿命化及びライフサイクルコストのイメージ図】



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

施設の新設・改修・更新等においては、多様なニーズや施設の状態等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

(7) 統合や廃止の推進方針

公共建築物の施設アセスメントを実施して、建築性能、管理効率、利用状況等を評価し、低性能・低利用の施設については統合や廃止を含めた検討を行います。

また、公共建築物の新設や既存施設の更新に当たっては、長期的視点から施設の必要性を十分に議論し、必要性が認められた場合であっても、施設の転用、集約化、複合化等について優先的に検討します。

なお、施設の集約化、複合化等に当たっては、部局横断的に検討するとともに、より幅広い可能性を探るため、国や市町村とも連携して検討します。

(8) 未利用財産の有効活用

庁舎等の未利用スペースや未利用土地等について、県全体として情報を共有するとともに、国や市町村とも積極的に情報を共有します。

また、公共建築物について、国や市町村又は民間への貸付け、国や市町村との相互利用、公共建築物の交換など、連携した取組について協議を行います。

さらに、活用の見込みのない用途廃止済みの未利用財産について、情報提供の拡充や売却事務の効率化に努め、積極的に売却を行い、歳入確保に努めるとともに、

既存財産の縮小に取り組みます。

(9) 民間活力の活用

各施設管理者の技術力の底上げを図るため、民間の技術力を活用した研修会を実施するとともに、公共施設等の状況把握に市民団体等から情報提供等の協力を得るなど、民間との協働を推進します。

また、民間実施により、効果的・効率的な維持管理・更新が可能と思われる公共施設等については、PPP・PFI・Park-PFI など民間活力の幅広い活用を検討します。

(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の実効性を高めるため、施設管理者に対する技術的助言や研修会等を実施する体制を構築します。

また、本計画を円滑に遂行するため、本計画の方針に基づく取組に係る予算配分の優先順位を決定する仕組みづくりを検討します。

3 フォローアップの実施方針

本計画に基づく取組を全庁的な合意の下に推進するため、副知事を本部長とする行財政改革推進本部等において、取組の進捗状況や課題、効果等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う等、継続的な取組を行うものとします。

IV. 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 公共建築物

庁舎をはじめとする公共建築物の管理においては、経営的な視点をもって、全ての公共建築物を戦略的に管理・活用します。

このため、前掲の（１）公共施設等の実態把握、（２）公共施設等の安全性の確保、（３）公共施設等の長寿命化、（４）公共建築物のスリム化の４項目を重点的な柱として、「Ⅲ 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 2 具体的な取組に関する実施方針」に基づき、以下の具体的な取組を推進します。

(1) 庁舎等施設

i 対象施設

本庁舎、地方庁舎、研究施設及び職員・教職員住宅等を対象とします（附帯施設等を含みます。）。

ii 現状と課題

- ・庁舎等施設の多くは、築30年以上経過しており、老朽化が進んでいます。特に、災害時に指揮や応急対応の拠点となる総合庁舎については、そのほとんどが昭和57年以前に建築されています。多くの庁舎等は、平成20年前後に耐震化の工事を行っていますが、鉄筋コンクリート建物の多くが建替え時期の築50～60年（法定耐用年数の47年を超える年数）に近づいています。
- ・電気及び機械設備等については、経年劣化による障害の発生や機能維持部品の製造中止により、設備の維持管理が困難になっています。このため、計画的に、設備の更新・大規模修繕を行う必要があります。
- ・各施設において修繕の必要性を適切に把握し、効率的な修繕を行っていくためには、各施設に対応した点検マニュアルの作成が必要です。
- ・法定点検の対象外となっている施設については、計画的な予防保全の実施のためにも、定期的な点検実施が必要です。
- ・新たな行政需要に対応した施設を建設し、維持管理を行うためには更なる財源が必要となることから、新たな施設建設の必要性については慎重に検討し、既存施設の活用や集約化、複合化等も含めて効率的な手法を十分に整理する必要があります。
- ・効率的な維持管理のためにも、既存施設の複合化を検討する必要があります。

iii 過去に行った対策

【廃止、撤去、売却】

- ・川永職員住宅を解体撤去し、平成29年度に跡地売却
- ・砂山職員住宅（南葵寮）を解体撤去し、平成30年度に売却
- ・田辺（朝日ヶ丘）教職員住宅を解体撤去し、令和元年度に跡地売却
- ・吉備教職員住宅、貴和教職員住宅を解体撤去（令和2年度）
- ・有田（宮原）教職員住宅、中津（西原）教職員住宅を解体撤去（令和3年度）
- ・大気汚染測定局（野上小学校局）を撤去（令和3年度）
- ・旧海草振興局建設部庁舎を解体撤去（令和3年度）

【長寿命化】

- ・消防設備、中央監視盤等の更新（平成29年度 工業技術センター）
- ・屋上防水、外壁塗装、空調設備の更新（平成29年度～令和元年度 工業技術センター他）
- ・議場放送設備の更新（令和2年度 本庁舎）
- ・受電設備の更新（令和2年度 林業試験場）

iv 実施方針

庁舎等施設の安全と安心を確保し、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図るため、施設アセスメントを行った施設について、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・ 統一的な内容の点検マニュアル（法定点検及び独自の点検マニュアルがある施設は除きます。）を作成します。
- ・ その点検マニュアルに基づき、年1回の頻度で点検を実施し、問題がないか確認します。
- ・ 点検診断等の記録を蓄積し、計画的な修繕を行うよう取り組みます。

○維持管理・修繕・新設・更新等

〈維持〉

- ・ 施設アセスメントの結果に基づき、改修・更新等を計画的に行い、予算の平準化を図ります。
- ・ 予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき、施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行い、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- ・ 施設の集約化、複合化により、維持管理費用の縮減を図ります。
- ・ 電気やガスの受給契約について、入札により決定することを検討します。

〈工事関連〉

- ・ 修繕工事等に当たっては、躯体の劣化に繋がる箇所を優先します。
- ・ 庁舎等の建設に当たっては、ライフサイクルコストの縮減に繋げるため、企画・設計段階から、施設の集約化・複合化を検討するための協議を国や市町村と行います。
- ・ 施設の更新に当たっては、今後の人口動態等を勘案して規模の適正化や施設の存廃について検討します。

○安全確保

- ・ 点検診断等の結果を活用し、施設の安全確保のため、適切に修繕を行います。なお、危険と判断した施設については、使用を禁止するなどの措置を実施します。
- ・ 施設アセスメントの結果、施設の必要性が低く、老朽化や耐震不足により安全面が確保できないため、存続困難と判断した施設は、廃止を検討します。

○耐震化

- ・ 存続することとした施設については耐震診断を行った上で、耐震基準に満たない施設の耐震化を検討します。

○長寿命化

- ・ 中長期的な施設の管理（修繕）計画を策定し、適宜見直しを行っています。
- ・ 管理（修繕）計画に基づき、予防保全を積極的に行うことにより、物理的耐

用年数までの施設利用を目標に、長寿命化に取り組みます。

- ・単に躯体の経年劣化を回復するに留まらず、建物の機能や性能を向上させるような改修を行い、利用者が施設を有効に活用できるよう取り組みます。
- ユニバーサルデザイン化
- ・施設の改修・更新等については、多様なニーズや施設の状況等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。
- 統合や廃止
- ・同類施設の集約化や他類型施設との複合化を検討します。
 - ・職員住宅及び教職員住宅については、利用状況を勘案し、それぞれの施設の集約化を行うとともに、職員住宅、教職員住宅の相互利用等を図り、効率的な運営に取り組みます。
 - ・老朽化し、かつ、行政需要が乏しい施設については、廃止を検討し、スリム化に努めます。
- 未利用財産の有効活用
- ・国や市町村と情報を共有し、空きスペースがある場合には、県だけでなく、国や市町村に対して利用を促すなど、国公有財産の有効活用に取り組みます。
 - ・国や市町村有地と一体で利用・売却することが有効である未利用地については、一体で利用・売却することを検討します。
 - ・民間に対しても積極的に売却・貸付を行います。
- 民間活力の活用
- ・民間のノウハウ・資金等の活用について検討します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設調査の定期実施				
施設アセスメントの定期実施				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

(2) 警察施設

i 対象施設

和歌山県が管理する警察本部施設、警察署、交番・駐在所、待機宿舎等を対象とします（附帯施設等を含みます。）。

ii 現状と課題

- ・警察施設の約40%が建築後30年以上経過しており、10年後には約70%が建築後30年以上経過することとなるため、今後、大規模改修・更新経費の増大が懸念されます。
- ・電気及び機械設備等については、経年劣化による障害の発生や機能維持部品の製造中止により、設備の維持管理が困難になっています。このため、計画的に、設備の更新又は大規模修繕を行う必要があります。
- ・各施設において修繕の必要性を適切に把握し、効率的な修繕を行っていくためには、各施設に対応した点検マニュアルの作成が必要です。
- ・法定点検の対象外となっている施設については、計画的な予防保全の実施のためにも、定期的な点検実施が必要です。
- ・突発的に発生する重大事件・事故並びに大規模災害に備えるため、耐震基準を満たしていない待機宿舎等を集約・更新する必要があります。
- ・新たな行政需要に対応した施設を建設し、維持管理を行うためには更なる財源が必要となることから、新たな施設建設の必要性については慎重に検討し、既存施設の活用や集約化、複合化等も含めて効率的な手法を十分に整理する必要があります。

iii 過去に行った対策

【転用、集約化、譲渡、売却】

- ・既存施設の活用（平成29年度・冬野庁舎、令和2年度・西河岸庁舎等）
- ・地域の情勢に応じた施設の集約化（平成29年度 高積交番、糸我交番等）
- ・用途廃止した建物の譲渡（令和元年度 旧すさみ幹部交番、旧富貴警察官駐在所等）
- ・旧新宮警察署を解体撤去し、令和2年度に跡地売却

【長寿命化】

- ・計画的な電気・機械設備の更新（平成29年度～令和2年度 岡崎庁舎空調設備更新工事、和歌山西警察署中央監視盤等更新工事、有田警察署高圧受電ケーブル更新工事等）

iv 実施方針

県民の安全と安心を確保し、治安情勢の変化を見据えつつ、施設の経年劣化や損傷状況を踏まえて、中長期的な維持管理、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、施設アセスメントを行った施設について、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・統一的内容の点検マニュアル（法定点検及び独自の点検マニュアルがある施設は除く）を作成します。
- ・その点検マニュアルに基づき、年1回の頻度で点検を実施し、問題がないか確認します。
- ・点検診断等の記録を蓄積し、計画的な修繕を行うよう取り組みます。

○維持管理・修繕・新設・更新等

〈維持〉

- ・施設アセスメントの結果に基づき、改修・更新等を計画的に行い、予算の平準化を図ります。
- ・予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行い、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- ・施設の集約化により、維持管理費用の縮減を図ります。
- ・電気やガスの受給契約について、入札により決定することを検討します。

〈工事〉

- ・修繕工事等に当たっては、躯体の劣化に繋がる箇所を優先します。
- ・施設の更新に当たっては、治安情勢や今後の人口動態等を勘案して規模の適正化や施設の存廃について検討します。

○安全確保

- ・点検診断等の結果を活用し、施設の安全確保のため、適切に修繕を行います。
なお、危険と判断した施設については、使用を禁止するなどの措置を実施します。
- ・施設アセスメントの結果、施設の必要性が低く、老朽化や耐震不足により安全面が確保できないため、存続困難と判断した施設は、廃止を検討します。

○耐震化

- ・警察署については、平成28年度に14施設全ての耐震化が完了しました。
- ・その他の耐震対策が完了していない施設については、施設の必要性等の整理を前提に今後耐震化の実施を検討します。

○長寿命化

- ・中長期的な施設の管理（修繕）計画を策定し、適宜見直しを行っています。
- ・管理（修繕）計画に基づき、予防保全を積極的に行うことにより、物理的耐用年数までの施設利用を目標に、長寿命化に取り組みます。
- ・単に躯体の経年劣化を回復するに留まらず、建物の機能や性能を向上させるような改修を行い、利用者が施設を有効に活用できるよう取り組みます。

○ユニバーサルデザイン化

- ・施設の改修・更新等については、多様なニーズや施設の状況等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

○統合や廃止

- ・治安情勢や社会環境の変化に対応し、施設の統合・廃止を検討します。

○未利用財産の有効活用

- ・未利用財産は、積極的に売却・貸付を行います。
- ・他部局所管の未利用財産で活用できるものがあれば、積極的に活用します。

○民間活力の活用

- ・民間のノウハウ・資金等の活用について検討します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設調査の定期実施				
施設アセスメントの定期実施				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

(3) 学校教育施設

i 対象施設

県立高等学校及び中学校、県立支援学校、消防学校、和歌山産業技術専門学院、田辺産業技術専門学院、農林大学校、なぎ看護学校、高等看護学院を対象とします（附帯施設等を含みます。）。

ii 現状と課題

- ・昭和30年度から木造校舎を鉄筋コンクリート校舎に建て替えています。経年による損耗や機能低下があり、復旧が必要なため、建築後約25～30年を経過した建物の仕上げ材等を全て新しくするとともに、現行法規に適合した建物にするため、大規模改造工事を行い、耐久性の確保を図っています。
- ・電気及び機械設備等については、経年劣化による障害の発生や機能維持部品の製造中止により、設備の維持管理が困難になっています。このため、計画的に、設備の更新又は大規模修繕を行う必要があります。
- ・毎年法定点検を行っており、点検結果により修繕を行っています。
- ・法定点検の対象外となっている施設についても、修繕の必要性を適切に把握し、効率的な修繕を行っていくためには、各施設に対応した点検マニュアルの作成が必要です。
- ・法定点検の対象外となっている施設については、計画的な予防保全の実施のためにも、定期的な点検実施が必要です。
- ・新たな行政需要に対応した施設を建設し、維持管理を行うためには更なる財源が必要となることから、新たな施設建設の必要性については慎重に検討し、既存施設の活用や集約化、複合化等も含めて効率的な手法を十分に整理する必要があります。

iii 過去に行った対策

【貸付、譲渡、売却】

- ・元紀伊コスモス支援学校園部分校の貸付（平成29年度～継続）
- ・元串本古座高等学校古座校舎の貸付（平成29年度～継続）
- ・元海南高等学校下津分校の貸付（平成29年度～継続）
- ・元紀の川高等学校を譲渡（平成30年度）
- ・貴志川高等学校の土地を譲渡（令和2年度）
- ・新宮高等技術専門校を解体撤去し、令和2年度に跡地売却

【長寿命化】

- ・外壁塗装、屋上防水の更新（平成29年度 農林大学校）
- ・体育館天井脱落対策、外壁の更新（平成30年度 高等看護学院）
- ・総合防災盤（非常用放送設備、火災受信機）の更新（令和元年度 なぎ看護学校）
- ・校舎1階部分の給水配管の更新（令和2年度 なぎ看護学校）
- ・シーリング、空調設備の更新（令和3年度 高等看護学院）

- ・公共施設等適正管理推進事業債を活用し、高圧受変電設備の更新（令和3年度 農林大学校）

iv 実施方針

学校教育施設の安全と安心の確保をし、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図るため、施設アセスメントを行った施設について、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・統一的な内容の点検マニュアル（法定点検及び独自の点検マニュアルがある施設は除きます。）を作成します。
- ・その点検マニュアルに基づき、年1回の頻度で点検を実施し、問題がないか確認します。
- ・点検診断等の記録を蓄積し、計画的な修繕を行うよう取り組みます。

○維持管理・修繕・新設・更新等

〈維持〉

- ・予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき、施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行いライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- ・施設の集約化により、維持管理費用の縮減を図ります。
- ・電気やガスの受給契約について、入札により決定することを検討します。

〈工事〉

- ・修繕工事等に当たっては、躯体の劣化に繋がる箇所を優先します。
- ・施設の更新に当たっては、今後の人口動態等を勘案して規模の適正化や施設の存廃について検討します。

○安全確保

- ・児童・生徒及び関係者が利用する施設であり、点検等により高度の危険性が認められた場合は、児童・生徒及び関係者の安全を確保した上で緊急に修繕するなど、適切な措置を行います。なお、危険と判断した施設については、使用を禁止するなどの措置を実施します。
- ・施設アセスメントの結果、施設の必要性が低く、老朽化や耐震不足により安全面が確保できないため、存続困難と判断した施設は、廃止を検討します。
- ・点検診断等の結果を活用し、施設の安全確保のため、適切に修繕を行います。

○耐震化

- ・建物の構造部材の耐震化は完了しており、今後は適正に維持管理を行います。
- ・児童・生徒の安全及び大規模災害時の避難場所確保のため、体育館、武道場等の大規模空間を保有する建築物の非構造部材改修を行います。

○長寿命化

- ・中長期的な施設の管理（修繕）計画を策定し、適宜見直しを行っています。
- ・管理（修繕）計画に基づき、予防保全を積極的に行うことにより、物理的耐用年数までの施設利用を目標に、長寿命化に取り組みます。

- ・単に躯体の経年劣化を回復するに留まらず、建物の機能や性能を向上させるような改修を行い、利用者が施設を有効に活用できるよう取り組みます。
- ユニバーサルデザイン化
- ・施設の改修・更新等については、多様なニーズや施設の状況等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。
- 統合や廃止
- ・老朽化し、かつ、需用が乏しい施設については廃止を検討し、スリム化に努めます。
 - ・児童・生徒の減少に伴い、施設の統合や廃止を引き続き検討します。
- 未利用財産の有効活用
- ・国や市町村と情報を共有し、空きスペースがある場合には、県だけでなく、国や市町村に対して利用を促すなど、国公有財産の有効活用に取り組みます。
 - ・売却することが有効である未利用地については、売却・貸付を行います。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設調査の定期実施				
施設アセスメントの定期実施				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

(4) 県営住宅

i 対象施設

和歌山県が管理する県営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）を対象とします（附帯施設等を含みます。）。

ii 現状と課題

- ・大量の中耐ストック^{*1}の更新時期については、昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけてのストックが、順次耐用年数の2分の1を経過していきます。令和3年3月末時点で対象となるのは全5,131戸のうち1,918戸で、耐火ストック^{*2}の約38%となっています。建替えや全面的改善を順次行うとしても事業費・推進体制の両面から大きな課題となります。
- ・厳しい財政状況下において、耐用年数半期のストックを大量供給時代と同様の考えで建て替えることは困難となっています。そのため、大量の老朽化したストックの効率的かつ円滑な更新を行う長寿命化のマネジメントが必要です。
- ・電気及び機械設備等については、経年劣化による障害の発生や機能維持部品の製造中止により、設備の維持管理が困難になっています。このため、計画的に、設備の更新又は大規模修繕を行う必要があります。
- ・毎年法定点検を行っており、点検結果により修繕を行っています。
- ・法定点検の対象外となっている施設については、計画的な予防保全の実施のためにも、定期的な点検実施が必要です。
- ・各施設において修繕の必要性を適切に把握し、効率的な修繕を行っていくためには、各施設に対応した点検マニュアルの作成が必要です。
- ・維持管理を行うためには更なる財源が必要となることから、新たな施設建設の必要性については慎重に検討し、既存施設の活用や集約化、複合化等も含めて効率的な手法を十分に整理する必要があります。

iii 過去に行った対策

和歌山県営住宅長寿命化計画に基づき、外壁改修や防水改修を実施
(平成29年度～令和3年度)

iv 実施方針

県営住宅等入居者の安全と安心を確保し、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図るため、施設アセスメントを行った施設について、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・統一的な内容の点検マニュアル（法定点検及び独自の点検マニュアルがある施設は除きます。）を作成します。
- ・その点検マニュアルに基づき、年1回の頻度で点検を実施し、問題がないか確認します。
- ・点検診断等の記録を蓄積し、計画的な修繕を行うよう取り組みます。

○維持管理・修繕・新設・更新等

〈維持〉

- ・ 予防保全型の維持管理、長寿命型の改善を推進し、ライフサイクルコストの縮減となる取組を実施し、ストックの有効活用を図ります。
- ・ 予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき、施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行い、費用縮減に取り組みます。
- ・ 電気やガスの受給契約について、入札により決定することを検討します。

〈工事〉

- ・ 修繕工事等に当たっては、躯体の劣化に繋がる箇所を優先します。
- ・ 施設の更新に当たっては、今後の人口動態等を勘案して規模の適正化や施設の存廃について検討します。

○安全確保

- ・ 点検診断等により県営住宅等入居者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、安全を確保した上で緊急に修繕するなど、適切な措置を行います。なお、危険と判断した施設については、使用を禁止するなどの措置を実施します。
- ・ 施設アセスメントの結果、施設の必要性が低く、老朽化等により存続困難と判断した施設は、廃止を検討します。

○耐震化

- ・ 昭和 56 年以前に建設された中層壁式住棟に関しては耐震診断の結果、耐震性ありと診断されています。
- ・ 新耐震設計導入後の昭和 56 年以降に設計された団地については、耐震性を有すると考えられます。

○長寿命化

- ・ 平成 23 年 1 月に「和歌山県営住宅長寿命化計画」を策定し、定期的に見直しを行っています。
- ・ 管理（修繕）計画に基づき、予防保全を積極的に行うことにより、物理的耐用年数までの施設利用を目標に、長寿命化に取り組みます。
- ・ 単に躯体の経年劣化を回復するに留まらず、建物の機能や性能を向上させるような改修を行い、利用者が施設を有効に活用できるよう取り組みます。
- ・ 点検診断等の結果を活用し、施設の安全確保のため、適切に修繕を行います。

○ユニバーサルデザイン化

- ・ 施設の改修・更新等については、多様なニーズや施設の状況等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

○統合や廃止

- ・ 「和歌山県営住宅長寿命化計画」に基づき、居住水準が低く敷地利用の妥当性

に問題がある団地については、用途廃止等を進めます。

○未利用財産の有効活用

- ・建替事業等により生じた余剰地については、社会福祉施設の併設等で公益性を確保した上で、売却・貸付を行います。
- ・国や市町村と情報を共有し、空きスペースがある場合には、県だけでなく、国や市町村に対して利用を促すなど、国公有財産の有効活用に取り組みます。

○民間活力の活用

- ・民間のノウハウ・資金等の活用について検討します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設調査の定期実施				
施設アセスメントの定期実施				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

※1 中耐ストック・・・中層（3階～5階）の耐火構造の建築物

※2 耐火ストック・・・耐火構造の建築物

(5) 文化・体育・社会教育等施設

i 対象施設

県民文化会館等の文化施設、紀三井寺陸上競技場等の体育関連施設及び青少年の家等の社会教育等施設を対象とします（附帯施設等を含みます。）。

ii 現状と課題

- ・ 建築から 50 年を経た大規模施設があり、老朽化対策が急務となっています。
- ・ 同時期に多数の施設が整備されたため、更新時期が重複し、偏った時期に多額の建設投資が必要になると予測されます。
- ・ 大規模かつ特殊な施設のため、修繕及び改修の必要性に関する判断が難しく、対応に苦慮している施設が多くあります。
- ・ 電気及び機械設備等については、経年劣化による障害の発生や機能維持部品の製造中止により、設備の維持管理が困難になっています。このため、計画的に、設備の更新又は大規模修繕を行う必要があります。
- ・ 毎年法定点検を行っており、点検結果により修繕を行っています。
- ・ 各施設において修繕の必要性を適切に把握し、効率的な修繕を行っていくためには、各施設に対応した点検マニュアルの作成が必要です。
- ・ 法定点検の対象外となっている施設については、計画的な予防保全の実施のためにも、定期的な点検実施が必要です。
- ・ 新たな行政需要に対応した施設を建設し、維持管理を行うためには更なる財源が必要となることから、新たな施設建設の必要性については慎重に検討し、既存施設の活用や集約化、複合化等も含めて効率的な手法を十分に整理する必要があります。
- ・ 文化・体育関連施設は、他の自治体のみならず、民間事業者による類似施設等とも役割分担を検討する必要があります。

iii 過去に行った対策

【撤去】

- ・ 和歌山県立わかやま館を解体撤去（令和3年度）

【長寿命化】

- ・ 外壁の更新（平成 29 年度 紀三井寺陸上競技場）
- ・ 公共施設等適正管理推進事業債を活用し、基幹設備（空調、エレベーター、受変電設備、電気設備等）の更新等（令和元年度 勤労福祉会館）
- ・ スコアボード設備の更新（令和2年度 紀三井寺野球場）
- ・ 外壁塗装、シーリングの更新（令和2年度 土砂災害啓発センター）
- ・ 大規模改修を実施（令和2年度及び3年度 自然エネルギー実証施設公衆便所）

iv 実施方針

文化・体育・社会教育等施設の安全と安心を確保し、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図るため、施設アセスメントを行った施設について、以

下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・統一的な内容の点検マニュアル（法定点検及び独自の点検マニュアルがある施設は除きます。）を作成します。
- ・その点検マニュアルに基づき、年1回の頻度で点検を実施し、問題がないか確認します。
- ・点検診断等の記録を蓄積し、計画的な修繕を行うよう取り組みます。

○維持管理・修繕・新設・更新等

〈維持〉

- ・予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき、施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行い、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- ・管理を外部委託する場合も、受託者に本方針をふまえた維持管理を行うよう指導します。
- ・施設の集約化により、維持管理費用の縮減を図ります。
- ・電気やガスの受給契約について、入札により決定することを検討します。

〈工事関連〉

- ・修繕工事等に当たっては、躯体の劣化に繋がる箇所を優先します。
- ・施設アセスメントの結果に基づき、施設の改修や更新等について優先度を決定し、改修・更新等を計画的に行い、予算の平準化を図ります。
- ・改修・更新等の優先順位（予算の平準化）の基準については、利用状況、老朽化度、年度ごとの必要イベントの実施状況、市町村等の施設設置状況によるものとします。
- ・文化・体育関連施設などの大規模施設の新設・更新に当たっては、他の公共団体や民間と連携し、合同で建設・運営を行うなど、様々な手法を検討します。
- ・施設の更新に当たっては、人口動態等を勘案して規模の適正化を図ります。

○安全確保

- ・点検診断等の結果を活用し、施設の安全確保のため、適切に修繕を行います。なお、危険と判断した施設については、使用を禁止するなどの措置を実施します。
- ・施設アセスメントの結果、施設の必要性が低く、老朽化や耐震不足により安全面が確保できないため、存続困難と判断した施設は、廃止を検討します。

○耐震化

- ・大規模施設の耐震化は、大部分が完了又は完了が見込まれており、今後は適正に維持管理を行います。
- ・耐震対策が完了していない施設については、施設の必要性等の整理を前提に今後耐震化の実施を検討します。

○長寿命化

- ・中長期的な施設の管理（修繕）計画を策定し、適宜見直しを行っています。
- ・管理（修繕）計画に基づき予防保全を積極的に行うことにより、物理的耐用年数までの施設利用を目標に、長寿命化に取り組みます。
- ・単に躯体の経年劣化を回復するに留まらず、建物の機能や性能を向上させるような改修を行い、利用者が施設を有効に活用できるように取り組みます。

○ユニバーサルデザイン化

- ・施設の改修・更新等については、多様なニーズや施設の状況等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

○統合や廃止

- ・継続利用することとなった既存施設については、大規模修繕・改修の時期に併せて、統合・廃止・集約・複合化など、様々な方法を検討し、スリム化を図ります。
- ・他の公共団体と類似する施設については、利用状況や劣化状況等を勘案して施設のあり方について検討します。

○未利用財産の有効活用

- ・国や市町村と情報を共有し、空きスペースがある場合には、県だけでなく、国や市町村に対して利用を促すなど、国公有財産の有効活用に取り組みます。
- ・民間に対しても、積極的に売却・貸付を行います。

○民間活力の活用

- ・文化・体育・社会教育等施設は、県民の利用機会が多く、一定の収入が見込めるものも多いため、民間ノウハウによる利便性向上等につながる PPP の活用を検討します。
- ・ネーミングライツの導入に取り組みます。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設調査の定期実施				
施設アセスメントの定期実施				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

(6) 保健福祉施設

i 対象施設

子ども・女性・障害者相談センター、紀南児童相談所、仙溪学園を対象とします（附帯施設を含みます。）。

ii 現状と課題

- ・子ども・女性・障害者相談センターは、建築後 25 年が経過、仙溪学園の男子寮、女子寮、厨房棟は、建築後 20 年が経過し、老朽化に対応するため多くの維持管理コストを要しています。
- ・電気及び機械設備等についても、経年劣化による障害の発生や機能維持部品の製造中止により維持管理が困難になっています。
- ・各施設において修繕の必要性を適切に把握し、効率的な修繕を行っていくためには、各施設に対応した点検マニュアルの作成が必要です。
- ・法定点検の対象外となっている施設については、計画的な予防保全の実施のためにも、定期的な点検実施が必要です。
- ・新たな行政需要に対応した施設を建設し、維持管理を行うためには更なる財源が必要となることから、新たな施設建設の必要性については慎重に検討し、既存施設の活用や集約化、複合化等も含めて効率的な手法を十分に整理する必要があります。

iii 過去に行った対策

【売却】

- ・六星寮を解体撤去し、令和 3 年度に跡地売却

【長寿命化】

- ・外壁、自動火災報知設備、非常用放送設備の更新（平成 30 年度 子ども・女性・障害者相談センター）
- ・照明器具の LED 化を実施（令和元年度 子ども・女性・障害者相談センター）
- ・シロアリ予防工事を実施（令和 3 年度 紀南児童相談所、仙溪学園）
- ・厨房棟食堂部分の床の更新（令和 3 年度 仙溪学園）
- ・寮給湯設備の更新（令和 3 年度 仙溪学園）

iv 実施方針

保健福祉施設の安全と安心を確保し、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図るため、施設アセスメントを行った施設について、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・統一的な内容の点検マニュアル（法定点検及び独自の点検マニュアルがある施設は除きます。）を作成します。
- ・その点検マニュアルに基づき、年 1 回の頻度で点検を実施し、問題がないか確認します。

- ・点検診断等の記録を蓄積し、計画的な修繕を行うよう取り組みます。
- 維持管理・修繕・新設・更新等
- 〈維持〉
- ・予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき、施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行いライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
 - ・電気やガスの受給契約について、入札により決定することを検討します。
- 〈工事〉
- ・修繕工事等に当たっては、躯体の劣化に繋がる箇所を優先します。
 - ・施設の更新に当たっては、今後の人口動態等を勘案して規模の適正化や施設の存廃について検討します。
- 安全確保
- ・点検診断等を実施し、その結果を活用した適切な修繕を行うことにより、施設の安全確保を図ります。
 - ・入所者の安全確保を最優先に対応します。なお、危険と判断した施設については、使用を禁止するなどの措置を実施します。
 - ・施設アセスメントの結果、施設の必要性が低く、老朽化や耐震不足により安全面が確保できないため、存続困難と判断した施設は、廃止を検討します。
- 耐震化
- ・法令上の耐震基準を満たしています。
- 長寿命化
- ・中長期的な施設の管理（修繕）計画を策定し、適宜見直しを行っています。
 - ・管理（修繕）計画に基づき、予防保全を積極的に行うことにより、物理的耐用年数までの施設利用を目標に、長寿命化に取り組みます。
 - ・単に躯体の経年劣化を回復するに留まらず、建物の機能や性能を向上させるような改修を行い、利用者が施設を有効に活用できるように取り組みます。
- ユニバーサルデザイン化
- ・施設の改修・更新等については、多様なニーズや施設の状況等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。
- 未利用財産の有効活用
- ・国や市町村と情報を共有し、空きスペースがある場合には、県だけでなく、国や市町村に対して利用を促すなど、国公有財産の有効活用に取り組みます。
 - ・未利用地については、国や市町村、民間に対して売却・貸付を行います。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設調査の定期実施				
施設アセスメントの定期実施				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

(7) 病院施設

i 対象施設

こころの医療センターを対象とします（附帯施設を含みます。）。

ii 現状と課題

- ・ 建築から 18～20 年経過しており、躯体の状況は特に問題はありませんが、外装、内装の部分劣化による雨漏り、床材の浮き等が見られます。
- ・ 電気及び機械設備等についても、経年劣化による障害の発生や機能維持部品の製造中止により、維持管理が困難になっています。このため、計画的に設備の更新又は大規模修繕を行う必要があります。
- ・ 修繕の必要性を適切に把握し、効率的な修繕を行っていくためには、点検マニュアルの作成が必要です。
- ・ 新たな行政需要に対応した施設を建設し、維持管理を行うためには更なる財源が必要となることから、新たな施設建設の必要性については慎重に検討し、既存施設の活用や集約化、複合化等も含めて効率的な手法を十分に整理する必要があります。

iii 過去に行った対策

- ・ 診療管理棟の照明を一括制御するための照明制御設備の更新（令和 2 年度）

iv 実施方針

患者の安全安心と療養環境を確保し、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・ 統一的な内容の点検マニュアルを作成します。
- ・ その点検マニュアルに基づき、年 1 回の頻度で点検を実施し、問題がないか確認します。
- ・ 点検診断等の記録を蓄積し、計画的な修繕を行うよう取り組みます。

○維持管理・修繕・新設・更新等

〈維持〉

- ・ 修繕をはじめとする維持管理履歴について、固定資産台帳に集約し、維持管理マニュアル（日常管理、修繕計画や故障への対応方法等）にその結果を反映させるなど、施設管理のノウハウを継承し、大規模修繕や更新等の時期にそのノウハウを活かすよう取り組みます。
- ・ 予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき、施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行い、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

〈工事〉

- ・ 修繕工事等に当たっては、躯体の劣化に繋がる箇所を優先します。
- ・ 施設の更新に当たっては、施設アセスメントにより規模の適正化や施設のあ

り方について検討します。

○安全確保

- ・点検診断等により高度の危険性が認められた場合は、修繕する等、速やかに適切な措置を行います。
- ・患者の安全及び療養環境の維持に相当程度の支障が生じると認められる場合は、修繕を行います。
- ・点検診断等の結果を活用し、施設の安全確保のため、適切に修繕を行います。なお、危険と判断した場合は、使用を禁止するなどの措置を実施します。

○耐震化

- ・法令上の耐震基準を満たしています。

○長寿命化

- ・中長期的な施設の管理（修繕）計画を策定し、適宜見直しを行っています。
- ・管理（修繕）計画に基づき、予防保全を積極的に行うことにより、物理的耐用年数までの施設利用を目標に、長寿命化に取り組みます。
- ・単に躯体の経年劣化を回復するに留まらず、建物の機能や性能を向上させるような改修を行い、利用者が施設を有効に活用できるよう取り組みます。

○ユニバーサルデザイン化

- ・施設の改修・更新等については、多様なニーズや施設の状況等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

○統合や廃止

- ・精神医療における「入院医療中心から地域生活中心へ」の流れに沿いつつ、将来の需要を勘案して病棟再編等を検討します。

○未利用財産の有効活用

- ・国や市町村と情報を共有し、空きスペースがある場合には、県だけでなく、国や市町村に対して利用を促すなど、国公有財産の有効活用に取り組みます。

○民間活力の活用

- ・駐車場について、民間に運営を全面委託した上で、一部有料化することを検討します（無料時間数を設定）。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設調査の定期実施				
施設アセスメントの定期実施				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

(8) 地方独立行政法人施設

i 対象施設

県立医科大学・附属病院を対象とします（附帯施設を含みます。）。

ii 現状と課題

- ・ 建築から 24 年経過しており、躯体の状況は特に問題はありませんが、外装、の劣化による雨漏り、内装の劣化による床・壁材の損傷等が見られます。
- ・ 電気及び機械設備等についても、経年劣化による障害の発生や部品の製造中止により、維持管理が困難になっています。このため、計画的な設備の更新又は大規模修繕を行う必要があります。
- ・ 修繕の必要性を適切に把握し、効率的な修繕を行っていくためには、計画的な改修が必要です。
- ・ 大規模改修等・更新に要する経費について、直近 4 年間の平均実績額は約 4 億円となっています。また、令和 3 年から令和 28 年までに要する経費を試算したところ、耐用年数経過時に更新すると仮定した場合は約 811 億円、長寿命化対策等を反映した場合は概算で約 464 億円となり、長寿命化対策等による経費節減の効果額は約 347 億円と推定されます。

（経費試算方法は P. 6〔大規模改修等・更新費用の試算方法〕に準ずる。）

- ・ 新たな需要に対応した施設を建設し、維持管理を行うためには更なる財源が必要となることから、新たな施設建設の必要性については慎重に検討し、既存施設の活用や集約化、複合化等も含めて効率的な手法を十分に整理する必要があります。

iii 過去に行った対策

改修を要する部分の抽出を行い、緊急性等を考慮し長期的な改修計画を作成し、改修を行っています。

またコスト縮減を図るため、電力、ガスについては入札を実施しています。

【改修一例】

- ・ 附属病院無停電電源装置の更新（令和元年・令和 2 年）
- ・ 学部棟外壁の更新（令和 2 年～継続中）
- ・ 非常放送設備の更新（令和 2 年・令和 3 年）
- ・ 空調設備の更新（令和 2 年～継続中）
- ・ 配管設備の更新（令和元年～継続中）

iv 実施方針

患者の安全・安心な療養環境や教員・学生の良い研究・学習環境を確保し、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・ 点検マニュアルに基づき、建築物、建築設備等において適切な周期で点検を実施し、診断を行います。

- ・点検診断等の記録を蓄積し、計画的な修繕を行うよう取り組みます。

○維持管理・修繕・新設・更新等

〈維持〉

- ・修繕をはじめとする維持管理履歴については故障報告書等と履歴に関するデータベースの作成により、各種設備等の保守状況を把握し、大規模修繕や更新等の時期にそのノウハウを活かすよう取り組みます。
- ・電気及びガスの需給契約については、入札により決定します。
- ・予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき、施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行い、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

〈工事〉

- ・修繕工事等に当たっては、躯体の劣化に繋がる箇所や附属病院機能維持に重要な設備等を優先します。
- ・施設アセスメントにより施設の規模の適正化やあり方について検討します。

○安全確保

- ・点検診断等により高度の危険性が認められた場合は、修繕する等、速やかに適切な措置を行います。
- ・患者の安全及び療養環境の維持に相当程度の支障が生じると認められる場合は、修繕を行います。
- ・点検診断等の結果を活用し、施設の安全確保のため、適切に修繕を行います。なお、危険と判断した場合は、使用を禁止するなどの措置を実施します。

○耐震化

- ・耐震基準を満たしています。

○長寿命化

- ・中長期的な施設の管理（修繕）計画を策定し、適宜見直しを行っています。
- ・管理（修繕）計画に基づき、予防保全を積極的に行うことにより、物理的耐用年数までの施設利用を目標に、長寿命化に取り組みます。
- ・単に躯体の経年劣化を回復するに留まらず、建物の機能や性能を向上させるような改修を行い、利用者が施設を有効に活用できるよう取り組みます。

○ユニバーサルデザイン化

- ・施設の改修・更新等については、多様なニーズや施設の状況等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

○民間活力の活用

- ・施設管理等については今後も業務委託を活用していきます。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設調査の定期実施				
施設アセスメントの定期実施				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

2 インフラ施設

県民の生活の安全確保や社会経済活動を支えるインフラ施設の管理については、将来にわたって安全・安心に利用するため適切な保全を行うとともに、計画的な維持管理を通じて中長期的な維持修繕・更新費用の最小化、財政負担の平準化を図ります。

具体的には、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築し継続的に発展させていきます。

また、施設の特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進します。

このため、前掲の（１）公共施設等の実態把握、（２）公共施設等の安全性の確保、（３）公共施設等の長寿命化の３項目を重点的な柱として、「III. 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 2 具体的な取組に関する実施方針」に基づき、以下の具体的な取組を推進します。

(1) 道路

i 対象施設

和歌山県が管理する橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、門型標識、横断歩道橋等の道路施設を対象とします。

ii 現状と課題

道路施設については、橋梁 42%、トンネル 18%が建設から 50 年以上経過しており、10 年後にはそれぞれ 57%、29%に達し、施設の老朽化の進行による安全性の低下や、改修・更新費用の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識については、平成 26 年度から、5 年に 1 回の法定点検を実施し健全度の確認を行うとともに、点検の結果に基づき必要な修繕を行っています。

また、令和元年度からは、2 巡目の法定点検に着手しています。

iv 実施方針

道路利用者等の安全と安心の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・橋梁、トンネル等の定期点検要領等に基づき、5 年に 1 回の近接目視による定期点検を実施し、健全度を確認します。
- ・点検診断等の記録を蓄積し、メンテナンスサイクルを構築します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・点検診断の結果に基づき、適切な時期に修繕を行う予防保全型の維持管理を推進し、費用の縮減や予算の平準化を図ります。

○安全確保

- ・点検等により道路利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、通行止め等の必要な措置を講じるとともに、修繕を実施するなど、速やかに適切な措置を行います。

○耐震化

- ・緊急輸送道路等の 15m 以上の橋梁 439 橋のうち、397 橋の耐震化を実施済みで、今後、残りの橋梁についても順次耐震化を実施します。

○長寿命化

- ・橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート等の主要な道路施設については、個別施設計画を策定しており、施設の長寿命化に取り組みます。

○民間活力の活用

- ・点検診断等に民間が開発した新技術を取り入れるなど、維持管理・更新等の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
定期点検の継続実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(2) 河川、ダム

i 対象施設

和歌山県が管理するダム、排水機場、水門等の河川管理施設を対象とします。

ii 現状と課題

河川管理施設については、厳しい自然環境の下に置かれており、ダム及び排水機場の半数以上が築後 30 年以上経過していることから、今後、施設の老朽化の進行による安全性の低下や、更新費用の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

主要な河川管理施設について個別施設計画（河川管理施設長寿命化計画）を策定しました。本計画に基づき各施設の状態を定期的・継続的に把握し、それらの結果を総合的に分析・評価した上で、必要な更新・対策を実施しています。

IV 実施方針

県民の安全と安心の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・個別施設計画（河川管理施設長寿命化計画）等に基づき、定期点検を実施し、健全度を確認します。
- ・点検診断等の記録を蓄積し、メンテナンスサイクルを構築します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・点検の結果に基づき、必要に応じ維持・修繕等必要な措置を講じます。
- ・ダム、排水機場等については、既に策定している長寿命化計画に基づく修繕・更新等を実施します。

○安全確保

- ・点検等により施設に致命的な損傷が認められた場合は、修繕・更新するなど、速やかに適切な措置を行います。

○耐震化

- ・津波避難困難地域や人口集中地区、想定氾濫区域内資産が多い河川を中心に、堤防嵩上げや水門等の耐震化を順次実施します。

○長寿命化

- ・主要な河川管理施設（ダム及び排水機場等）については、個別施設計画（河川管理施設長寿命化計画）を策定しており、本計画に基づき施設の長寿命化に取り組めます。

○民間活力の活用

- ・点検診断等に民間が開発した新技術を取り入れるなど、維持管理・更新等の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。

【工程表】

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ダム	定期点検の継続実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
	点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				
排水機場、 水門等	定期点検の継続実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
	点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(3) 治山

i 対象施設

和歌山県が管理する治山施設（森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第51条第1項第2号に規定する地すべり防止施設、山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により整備された施設）を対象とします。

ii 現状と課題

治山施設の代表的な施設である治山ダムでは、施工から50年以上経過する施設の割合が20年後には約24%に及ぶ等、施設の老朽化による機能低下や維持管理経費の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

令和2年度末に和歌山県治山施設個別施設計画を策定する以前も、治山施設の補修や更新に取り組んできましたが、令和3年度には7施設の補修等を実施しました。

iv 実施方針

県土の保全と県民生活の安全と安心の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・「和歌山県治山施設個別施設計画」（令和3年3月和歌山県）及び「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」（平成28年3月林野庁治山課）に基づき、5～10年に1回の頻度で点検を実施し、健全度を確認します。
- ・点検診断等の記録を蓄積し、メンテナンスサイクルを構築します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・予防保全型の維持管理を推進し、費用縮減となる取組を実施します。

○安全確保

- ・点検等により、高度の危険性が認められた場合は、速やかに修繕等の対応を検討し、適切な措置を行います。

○長寿命化

- ・令和2年度に個別施設計画を策定済みであり、計画に沿った施設の長寿命化に取り組めます。

○民間活力の活用

- ・民間からの専門技術者の講師派遣により、研修会を実施し、技術力向上を図ります。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(4) 農業水利施設

i 対象施設

和歌山県が所管する用水路、揚水機場等の基幹農業水利施設を対象とします。

ii 現状と課題

基幹農業水利施設は昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備されており、耐用年数を超過した施設が増加しています。これら施設を戦略的に保全管理するため、①日常管理による点検②定期的な機能診断③効果的な保全対策（補修・補強）④情報の蓄積を行いながら、施設の長寿命化を行う必要があります。

iii 過去に行った対策

基幹農業水利施設の個別施設計画（機能保全計画）に基づき、下記の対策を令和3年度末までに実施しました。

- ・送水管更新 5.3km
- ・頭首工改修 1箇所
- ・揚水ポンプ更新 2基

iv 実施方針

農業用水の安定供給の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・県が定めた施設監視記録票に基づき、施設管理者(市町村、土地改良区)が点検を実施し、問題がないか確認します。
- ・施設監視記録票等の施設情報を蓄積し、県及び施設管理者でストックマネジメントサイクルを構築します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・予防保全型の維持管理を推進し、補修・補強など、費用縮減となる取組を実施します。
- ・施設を管理・所有する土地改良区にも本方針をふまえた維持管理を行うよう指導します。

○安全確保

- ・施設監視等により、危険性が認められた場合は、補修・補強を行うなど、速やかに適切な措置を行います。

○耐震化

- ・農林水産省が示す「土地改良事業設計指針『耐震設計』」（平成27年4月）に基づいて、施設を重要区分（AA, A, B, C種）に分類し、人命や地域の経済活動への影響が極めて大きな施設（AA種）について、優先的に耐震化を実施します。

○長寿命化

- ・毎年度、施設の点検を実施して現状を把握し、点検結果を踏まえ、個別施設計画に基づいた対策工事を実施し施設の長寿命化に取り組みます。

○民間活力の活用

- ・施設監視については施設管理者である土地改良区が実施します。
- ・施設監視を円滑に実施するため土地改良区職員を対象に研修会を実施します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(5) 農地防災施設

i 対象施設

和歌山県が管理する農地地すべり防止施設、海岸保全施設、防災ダムを対象とします。

ii 現状と課題

地すべり指定区域（28 区域）、海岸保全区域（20 区域）及び防災ダムについては、古くは昭和 30 年代に築造され耐用年数を超過する施設が増加しています。

これら施設を戦略的に保全管理するため、①日常管理による点検②定期的な機能診断③効果的な保全対策（補修・補強）④情報の蓄積を行いながら、施設の長寿命化を行う必要があります。

iii 過去に行った対策

和歌山県が管理する農地防災施設について、個別施設計画に基づき下記の対策を令和 3 年度末までに実施しました。

- ・地すべり防止施設（排水路）更新 1 区域

iv 実施方針

農村地域の安全と安心の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・各施設の点検マニュアルに基づき、点検を実施し、健全度を確認します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・各施設の健全度を確認しつつ、計画的な更新整備に努めるとともに必要に応じた施設の保全・補修を実施します。

○安全確保

- ・関係市町と協力して施設監視等を行い、危険性が認められた場合は、保全・補修を行うなど、速やかに適切な措置を行います。

○耐震化

- ・施設の重要度に応じ耐震診断を実施し、その結果に基づき耐震対策を実施します。

○長寿命化

- ・個別施設計画に基づき、施設監視・保全や計画的な更新整備など施設の長寿命化に取り組みます。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(6) 砂防

i 対象施設

和歌山県が管理する砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設等の砂防関係施設を対象とします。

ii 現状と課題

砂防関係施設については、築造後 50 年を超過する施設が今後急増するため、施設の老朽化による機能低下や改築・更新経費の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

対策が必要な砂防設備 367 か所のうち 6 か所の修繕・改築化を実施しました。また、和歌山県砂防関係施設長寿命化計画に基づき定期点検を行い、施設の状況を把握し、必要な対策を実施しています。

iv 実施方針

土砂災害に対する県民の安全と安心の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・「砂防関係施設点検要領」（令和 2 年 4 月和歌山県）等の基準類に基づき、5 年に 1 回程度の定期点検等を実施し、健全度を確認します。
- ・個別施設の諸元、施工条件、点検・診断・補修の履歴等を蓄積し、データベースを構築します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・既に策定している長寿命化計画に基づく修繕・更新等を実施します。

○安全確保

- ・点検結果をもとに、施設の健全度や重要度に応じて計画的に修繕を行い、安全を確保します。

○長寿命化

- ・平成 27 年度に策定した個別施設計画を令和 4 年度にライフサイクルコストを考慮した個別施設計画に見直し、計画に沿った施設の長寿命化に取り組みます。

○民間活力の活用

- ・点検診断等に民間が開発した新技術を取り入れるなど、維持管理・更新等の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
個別施設計画 の更新				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(7) 下水道

i 対象施設

和歌山県が管理する下水道施設を対象とします。

ii 現状と課題

下水道施設については、平成 13 年に供用開始した伊都浄化センターの設備関係が改築に着手し、また、平成 20 年に供用開始した那賀浄化センターの設備関係が令和元年以降、主要な管渠施設が令和 30 年代に改築時期を迎えるため、改修・更新経費の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

・下水道施設の耐震化

紀の川流域下水道は耐震診断の結果、耐震対策を必要とした処理場建築・土木施設の耐震対策を平成 28 年度に完了しました。

・下水道長寿命化計画・下水道ストックマネジメント計画（以下、「下水道 SM 計画」とします。）

これまでの下水道事業における維持管理計画であった下水道長寿命化計画、及び新たに制定された下水道 SM 計画（紀の川：H29，紀の川中流：R 元にそれぞれ策定）に基づき、紀の川流域下水道及び紀の川中流流域下水道にて計画的な点検調査、修繕・改築・長寿命化対策をそれぞれ実施中です。

iv 実施方針

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図り、中長期的な維持管理、改築等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・下水道 SM 計画に基づき、5 年に 1 回の施設・設備点検を実施します。
- ・点検診断の記録に基づき、5 年ごとに下水道 SM 計画を見直し、その都度ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図ります。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・予防保全型を前提とした維持管理や改築等が確実に実行できるよう、下水道 SM 計画等に基づき、計画的な取組を実施します。

○安全確保

- ・点検等により劣化等が判明した場合は、修繕等の対応を実施するなど、速やかに適切な措置を行います。

○耐震化

- ・下水道施設の耐震化については、実施済みです。

○長寿命化

- ・下水道 SM 計画に基づき、管路・処理場・ポンプ場等各施設の計画的な改築・長寿命化に取り組めます。

○民間活力の活用

- ・点検診断等に民間が開発した新技術を取り入れるなど、維持管理・更新等の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
下水道ストック マネジメント計 画見直し (5年に1度)				
(伊都)紀の川流域下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築(5か年計画)				
	(那賀)紀の川流域下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築(5か年計画)			
(伊都・那賀)下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・調査(5か年で一巡)				

(8) 公園

i 対象施設

和歌山県が管理する都市公園施設を対象とします。

ii 現状と課題

都市公園施設については、全施設において老朽化が進んでおり、建設後 50 年以上経過する施設の割合が今後急増するため、施設の改修・更新経費の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

公園施設について、長寿命化計画を策定し、計画に基づき定期的に各施設の点検を実施し、必要に応じて修繕や更新を行っています。施工例として、西松江緑地園路改修工事等（H30）、紀三井寺公園陸上競技場改修工事（H30）等を実施しました。

iv 実施方針

都市公園施設の安全と安心の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成 26 年 6 月国土交通省）等に基づき、年に 1 回以上の点検を実施し、健全度を確認します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・点検診断結果から健全度等を判断し、個別施設計画に基づき優先順位を決めて実施します。

○安全確保

- ・点検等により高度の危険性が認められた場合は、使用を中止した後、速やかに適切な処置を行います。

○長寿命化

- ・平成 28 年度に個別施設計画を策定済みであり、施設の長寿命化に取り組みます。

○民間活力の活用

- ・指定管理者やボランティア（公園の清掃や花壇などの維持管理活動）を取り入れるなど、維持管理の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(9) 海岸

i 対象施設

和歌山県が管理する護岸、水門・樋門等の海岸保全施設を対象とします。

ii 現状と課題

海岸保全施設については、護岸堤防等コンクリート構造物の51%、水門・樋門・排水機場の20%が建設から50年以上経過しており、10年後にはそれぞれ74%、39%に達し、施設の更新時期を迎えることから、改修・更新経費の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

和歌山県が管理する海岸保全施設について個別施設計画（和歌山県海岸保全施設長寿命化計画）を策定しました。本計画に基づき各施設の状態を定期的・継続的に把握し、それらの結果を総合的に分析・評価した上で、必要な更新・対策を実施しています。

iv 実施方針

沿岸地域の安全と安心の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・「海岸保全施設維持管理マニュアル」*等に基づき、年数回の巡視や5年に1回程度の点検を実施し、健全度を確認します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・点検診断の結果に基づき、適切な時期に修繕を行う予防保全型の維持管理を推進し、費用の縮減や予算の平準化を図ります。

○安全確保

- ・点検により劣化等が判明した場合は、速やかに修繕等の対応を検討します。

○耐震化

- ・平成26年度から概ね10年間を目途に、津波避難困難地域の4海岸の海岸保全施設の耐震化を順次実施します。

○長寿命化

- ・策定した個別施設計画に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。

○民間活力の活用

- ・点検診断等に民間が開発した新技術を取り入れるなど、維持管理・更新等の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。

※「海岸保全施設維持管理マニュアル」（令和2年6月 農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水理管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課）

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
定期点検の継続実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(10) 港湾

i 対象施設

和歌山県が管理する水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設を対象とします。

ii 現状と課題

港湾施設については、施設の約 55%が建設から 50 年以上経過しており、10 年後には約 65%に達し、施設の更新時期を迎えることから、改修・更新経費の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

防波堤や係留施設、臨港交通施設等、主要な港湾施設について、個別施設計画（維持管理計画書）に基づき、5年に1回の法定点検を実施しています。また、点検結果により健全度の確認を行うとともに、必要な修繕・対策等を行っています。

iv 実施方針

港湾施設の安全と安心の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・「港湾の施設の点検診断ガイドライン」(平成 26 年 7 月国土交通省港湾局)に基づき、年数回の巡視や 5 年に 1 回程度の点検を実施し、健全度を確認します。
- ・国が運用する予定である維持管理データベースを活用し、点検診断等の記録を蓄積し、メンテナンスサイクルを構築します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・個別施設計画に基づき、計画的に点検等を実施し、港毎に策定する予防保全計画に基づいて、修繕及び更新を行い、費用の縮減と予算の平準化に取り組みます。

○安全確保

- ・点検により劣化等が判明した場合は、速やかに修繕等の対応を検討します。

○耐震化

- ・緊急物資の輸送のための 4 港の岸壁は、耐震強化岸壁として整備済みで、平成 26 年度から概ね 10 年間を目途に、津波避難困難地域以外の 6 港の既設防波堤の耐震化を順次実施しております。
- ・臨港道路の 12 橋梁については、4 橋の耐震化を実施済みで、現在 2 橋が事業中です。

○長寿命化

- ・平成 27 年度までに個別施設計画は策定済みであり、計画に沿った施設の長寿命化に取り組みます。

○民間活力の活用

- ・点検診断等に民間が開発した新技術を取り入れるなど、維持管理・更新等の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
定期点検の継続実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(11) 空港

i 対象施設

和歌山県が管理する南紀白浜空港を対象とします。

ii 現状と課題

南紀白浜空港については、開港後 20 年以上経過したため施設の老朽化が進行しており、今後改修・更新経費の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

耐震対策として南紀白浜空港整備計画工程表に基づき、地下道トンネルの耐震化を平成 30 年度から令和 3 年度にかけて行いました。また、滑走路の改良に係る実施設計を令和 3 年度より実施しています。

iv 実施方針

南紀白浜空港の安全と安心の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・空港土木施設等については、「南紀白浜空港土木施設管理要領」（平成 28 年 7 月和歌山県）等に基づき、3 年に 1 回程度の点検を実施し、健全度を確認します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・空港土木施設等の修繕・更新については、点検・診断の結果に基づき策定した個別施設計画（維持管理・更新計画書）に基づく取組を継続します。

○安全確保

- ・点検により劣化等が判明した場合は、速やかに修繕等の対応を検討します。

○耐震化

- ・空港機能を最低限保持するため、耐震性照査を実施し必要に応じて耐震化を実施します。

○長寿命化

- ・平成 29 年度に個別施設計画は策定済みであり、計画に沿った施設の長寿命化に取り組めます。

○民間活力の活用

- ・点検診断等に民間が開発した新技術を取り入れるなど、維持管理・更新等の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
定期点検の継続実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(12) 漁港

i 対象施設

和歌山県が管理する漁港の水域施設、外郭施設、係留施設等の漁港施設を対象とします。

ii 現状と課題

漁港施設については、施設の約 15%が建設から 50 年以上経過しており、10 年後には約 31%に達し、施設の更新時期を迎えることから、改修・更新経費の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

和歌山県が管理する漁港施設について個別施設計画（水産物供給基盤機能保全計画）を策定しました。本計画に基づき各施設の状態を定期的・継続的に把握し、それらの結果を総合的に分析・評価した上で、必要な更新・対策を実施しています。

iv 実施方針

漁港施設の安全と安心の確保を図り、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・漁港施設の機能保全計画に基づき、マニュアルを整備し、5年に1回の点検を実施し、健全度を確認します。
- ・点検診断等の記録を蓄積し、メンテナンスサイクルを構築します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・個別施設計画に基づく戦略的・予防保全型の維持管理・更新を推進し、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化に取り組みます。

○安全確保

- ・点検等により劣化等が判明した場合は、速やかに修繕の対応を検討します。

○耐震化

- ・緊急物資の輸送のための4港の岸壁は、耐震強化岸壁として整備済みです。平成26年度から概ね10年間を目途に、津波避難困難地域解消と漁業活動早期再開のため、12港の既存防波堤等の耐震化を順次実施します。

○長寿命化

- ・平成25年度までに個別施設計画は策定済みであり、計画に沿った施設の長寿命化に取り組みます。

○民間活力の活用

- ・点検診断等に民間が開発した新技術を取り入れるなど、維持管理・更新等の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
定期点検の継続実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				

(13) 工業用水道施設

i 対象施設

和歌山県が管理する有田川第1工業用水道、有田川第3工業用水道、紀の川第2工業用水道、工業用水道管理センター等について、各施設の土木施設、建築施設、管路施設、機械設備、電気設備、計装設備を対象とします。

ii 現状と課題

和歌山県の工業用水道施設は、昭和20年代後半から50年代にかけて建設されたもので、一部の施設については更新・耐震化工事を実施済みですが、経年劣化した施設や耐震性に劣る施設が数多く残っており、今後、施設の更新・耐震化費用の増大が見込まれます。

有田川第1工業用水道については、建設から約65年が経過しており、施設の更新時期を迎えています。

有田川第3工業用水道については、取水・送水施設が建設から約55年、配水施設が建設から約35年を経過しており、取水・送水施設の更新時期を迎えています。

紀の川第2工業用水道については、建設から約55年が経過しており、施設の更新時期を迎えています。

iii 過去に行った対策

- 有田川第1工業用水道
 - ・調整池更新工事（H30～R2）
 - ・隧道内配水管更新工事（H28～H30）
- 有田川第3工業用水道
 - ・椒川水管橋耐震補強工事（R2）
- 紀の川第2工業用水道
 - ・和歌川水管橋耐震補強工事（H28～H29）

iv 実施方針

工業用水を安定供給することで地域産業の振興を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

- 点検診断
 - ・整備済みの点検マニュアルを活用し、各施設について点検サイクルに基づき日常点検及び定期点検を実施し、健全度を確認します。
 - ・法定点検が必要な設備等は法令に基づき点検を実施し、基準を満たしているか確認します。
- 維持管理・修繕・新設・更新等
 - ・予防保全型の維持管理を原則とし、各施設・設備の重要度・影響度等に応じて事後保全型の維持管理も採用することで、費用縮減となる取組を実施します。
 - ・各施設の新設・更新については、「工業用水道施設の技術的基準を定める省

令」（昭和 33 年 10 月経済産業省）に基づき実施します。

○安全確保

- ・点検等により、異常が認められた場合は、修繕・更新工事を行うなど、速やかに適切な措置を実施します。

○耐震化

- ・平成 20 年度までに各土木施設及び建築施設の耐震診断は実施済みです。
- ・平成 26 年度までに一部の配水施設の更新・耐震化は実施済みです。
- ・耐震化が未実施の施設は、令和 8 年度までに耐震化を完了する予定です。
- ・各施設の耐震化については、「工業用水道施設の技術的基準を定める省令」に基づき実施します。

○長寿命化

- ・令和元年度に策定した個別施設計画に基づき施設の長寿命化に取り組みます。

○民間活力の活用

- ・点検診断等に民間が開発した新技術を取り入れるなど、維持管理・更新等の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。

【工程表】

R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
個別施設計画に基づく施設管理				
定期点検等の実施				

(14) 交通安全施設

i 対象施設

信号制御機、信号柱、信号灯器等を対象とします。

ii 現状と課題

信号制御機については、耐用年数である19年以上経過したものを更新する必要がありますが、更新経費の増大が懸念されます。

信号柱については、耐用年数はコンクリート柱で42年以上、鋼管柱で50年以上経過したものとされていますが、設置の設備や箇所によって耐用年数以前に老朽化が進んでおり、倒壊の危険等があるものについて今後増大していくことが懸念されます。

信号灯器については、電球式灯器の生産終了に伴い、LED灯器への更新等を行う必要があり、更新経費の増大が懸念されます。

iii 過去に行った対策

一部機器を除き、耐用年数にとらわれず点検に基づく更新を行いつつ、設備の撤去、機能縮小、集約化等により維持費及び更新単価を削減し、予算の平準化を行った。なお、灯器のLED化は、維持費削減の観点から予算の範囲内で率先し実施した。

iv 実施方針

信号機の安定的な運用による安全の確保を図り、中長期的な維持管理、更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。

○点検診断

- ・「信号柱点検ガイドライン」（平成27年3月警察庁）等の警察庁指針を基に実施している年1回の定期点検等をもとに、健全性を確認します。
- ・点検診断等の記録化により、メンテナンスデータを蓄積します。

○維持管理・修繕・新設・更新等

- ・点検結果等を基に計画的かつ適切な更新に努めます。
- ・新設を抑制し、不要となった信号機の撤去を推進し、スリム化に努めます。

○安全確保

- ・点検等により危険な状況が認められた場合には、緊急修繕等速やかに対処します。

○耐震化

- ・交通安全施設については、基本耐震の構造となっています。

○長寿命化

- ・点検等を踏まえ、耐用年数にとらわれずに可能な範囲で施設の長寿命化に努めます。ただし、交通安全施設は故障、倒壊等による影響が大きいため、メンテナンスが困難となる制御機等では、故障の有無にかかわらず、定期的な更新を行います。

○ユニバーサルデザイン化

- ・警察庁の新たに定めるユニバーサルデザイン仕様に基づき、現場に応じて利用しやすい交通安全施設の整備・運用に努めます。

○民間活力の活用

- ・点検業務において、より高度な着眼点を持てるよう、技術力向上のために委託業者を指導します。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
更新費用の試算、平準化				
点検結果に応じて個別施設計画を適宜見直し				
点検の継続実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

V. 全庁的な推進体制及び情報管理

全ての公共施設等を対象とした総合的かつ計画的な管理を実現するための基礎として、各公共施設等の管理情報を財産活用統括部門（総務部総務管理局管財課）に集約します。

財産活用統括部門では、当該管理情報を基に総合的な見地から公共施設等の長寿命化や有効活用の推進を図るものとし、必要に応じて各施設管理者に対して保全計画等の見直しを働きかけるものとします。

なお、施設の統廃合などの重要事項については、副知事を本部長とする行財政改革推進本部で協議し、全庁をあげて推進していくものとします。